

(3) 対象区域

都市計画マスタープランの対象区域は、胎内市全域とします。

本来、都市計画マスタープランは、都市計画区域を対象とするものですが、胎内市においては都市計画区域以外における様々な分野と連携を図ることや合併後の市域に対して、広域的な視点で総合的に都市づくりを進めていくことが必要であることを踏まえ、対象区域を胎内市全域とします。

(4) 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、全市的なまちづくりの基本方針を定める全体構想、地区特性や市民生活をより反映させた地区別構想、まちづくりを具体的に推進する実現化方策を中心に構成します。

第1章 計画策定の背景

- ・都市計画マスタープランとは
- ・背景と策定フロー
- ・計画の前提条件

第2章 全体構想

- ・全体構想とは
- ・現況と課題
- ・まちの目標像
- ・分野別整備方針

第3章 地区別構想

- ・地区別構想とは
- ・中条地区
- ・乙地区
- ・築地地区
- ・黒川地区

第4章 実現化方策

- ・実現化方策とは
- ・協働のまちづくり
- ・これからのまちづくりの視点を軸とした実現化方策
- ・都市計画マスタープランの運用

第2章 全体構想

1. 全体構想とは

全体構想は、胎内市を取り巻く環境の変化を踏まえ、まちづくりの課題を整理し、長期的な視点に立ったまちの目標像や分野別整備方針を設定し、全市的なまちづくりの基本方針を定めるものです。

2. 現況と課題

現況と課題では、今日の日本の人口減少や地球温暖化問題等を示した、まちを取り巻く環境の変化や胎内市の住民の意向、まちづくりの課題について整理しました。

2-1. まちを取り巻く環境の変化

これまでの日本では、人口の増加と産業の都市への集中に対応するために、都市基盤整備が進められてきました。しかしながら、まちを取り巻く環境は、以下のように変化しているため、それに対応したまちづくりが求められます。

(1) 人口の減少

・日本の人口は、平成17年をピークに減少が進む見込み。

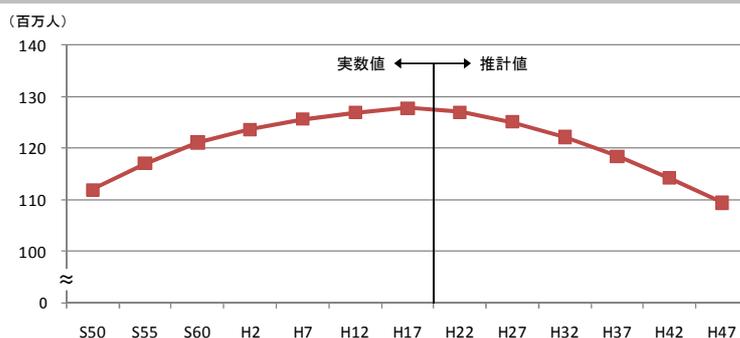


図2-1 日本の将来人口推計

資料: 将来推計人口データベース、平成18年12月推計
(出生中位(死亡中位)推計による。)

(2) 少子高齢化

・少子高齢化の進行により、労働者人口の減少や経済社会の持続的発展への影響が懸念。

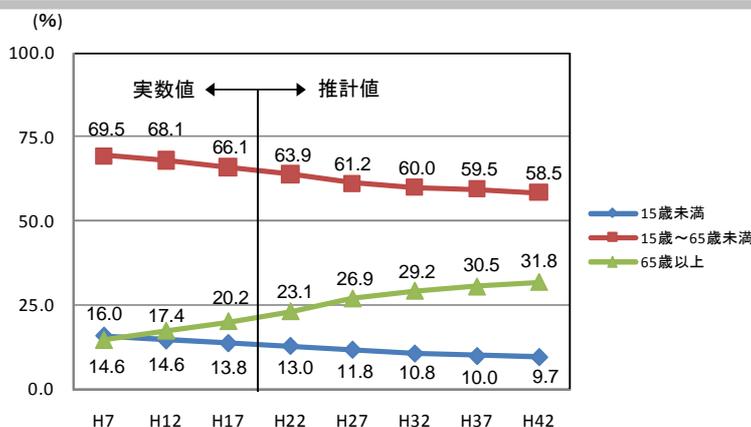


図2-2 日本の年齢3区分別将来人口割合推計

資料: 将来推計人口データベース、平成18年12月推計
(出生中位(死亡中位)推計による。)

(3) 地球温暖化問題

- ・地球規模での温暖化の影響による、将来に及ぼす影響。
- ・二酸化炭素排出量の増加。

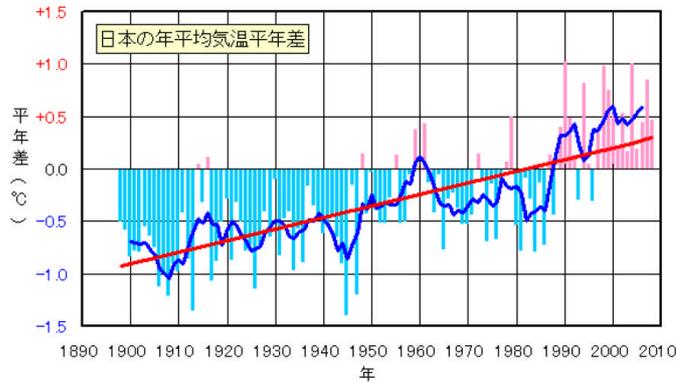


図 2-3 日本の年平均気温平年の経年変化

資料: 気象統計情報 (気象庁)

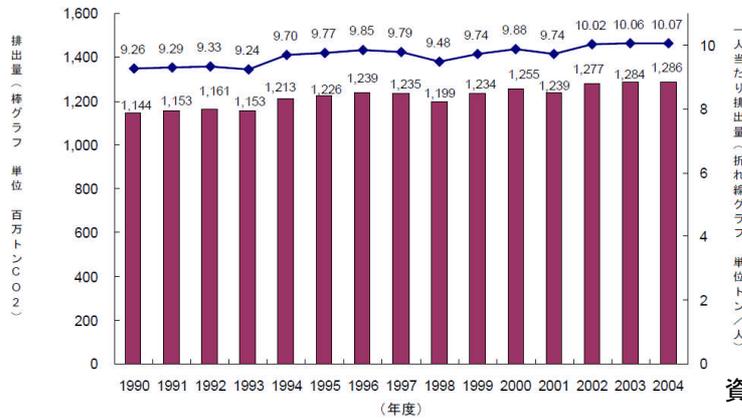


図 2-4 日本の二酸化炭素排出量の推移

資料: 地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン

(4) 雇用環境の悪化

- ・経済・産業構造の変化を背景とした、多様な働き方の増加。
- ・景気停滞に伴う、雇用環境の悪化。

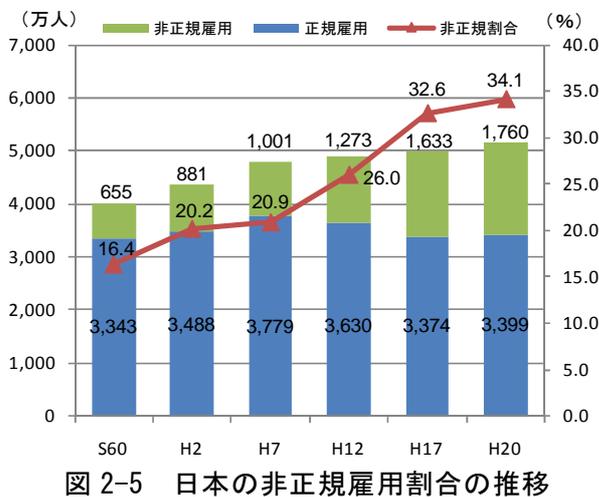


図 2-5 日本の非正規雇用割合の推移

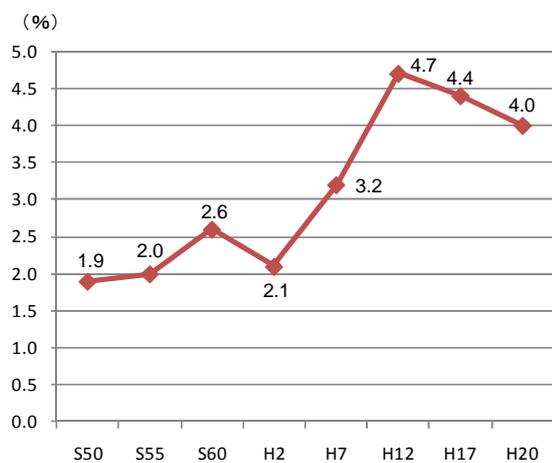


図 2-6 日本の完全失業率の推移

資料: 労働力調査 (総務省)

2-2. 市民の要望

都市計画マスタープランを策定するにあたり、「まちづくりに対する満足度、重要度」や「将来のまちづくり」などまちづくりに対する意見、要望を把握し、策定のための基礎資料とするためアンケート調査を実施しました。

(1) アンケート概要

アンケート調査の概要は、次の通りです。

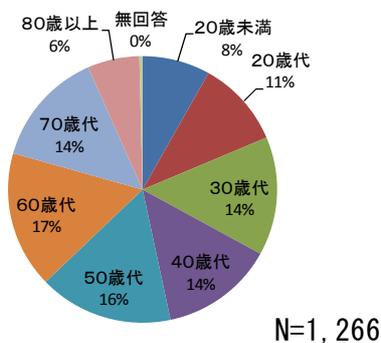
項目	内容
アンケート対象者	胎内市内の18歳以上の住民
配付数	中条地区、築地地区、乙地区、黒川地区の各750枚 (合計3,000枚)
抽出方法	18歳以上の住民を男女の割合を半分とし、無作為に抽出
配付・回収時期	平成21年12月22日(火)～平成22年1月8日(金)
配付・回収方法	配付は郵送で行い、回収は同封の返信用封筒で返信
回収結果	1,266枚(回収率42%)

(2) アンケート結果

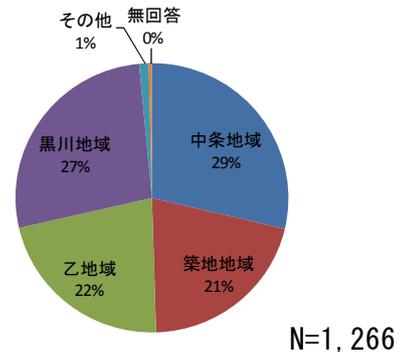
質問.1 あなた自身のことについておたずねします。

- ・居住年数 : 25年以上が最も多い(62%)
- ・今後の意向 : 現在の場所に住み続けたい意向が、69%となっている。

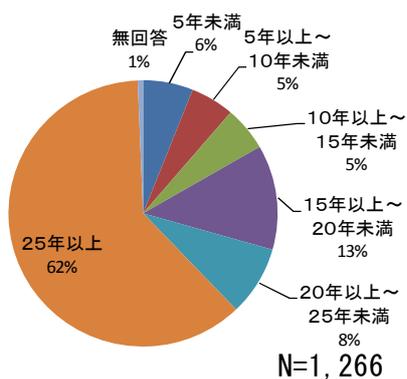
①年齢



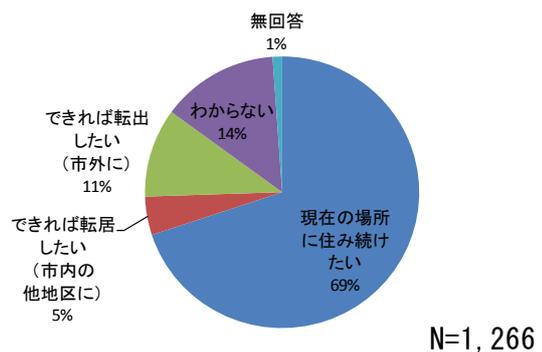
②居住地域



③居住年数

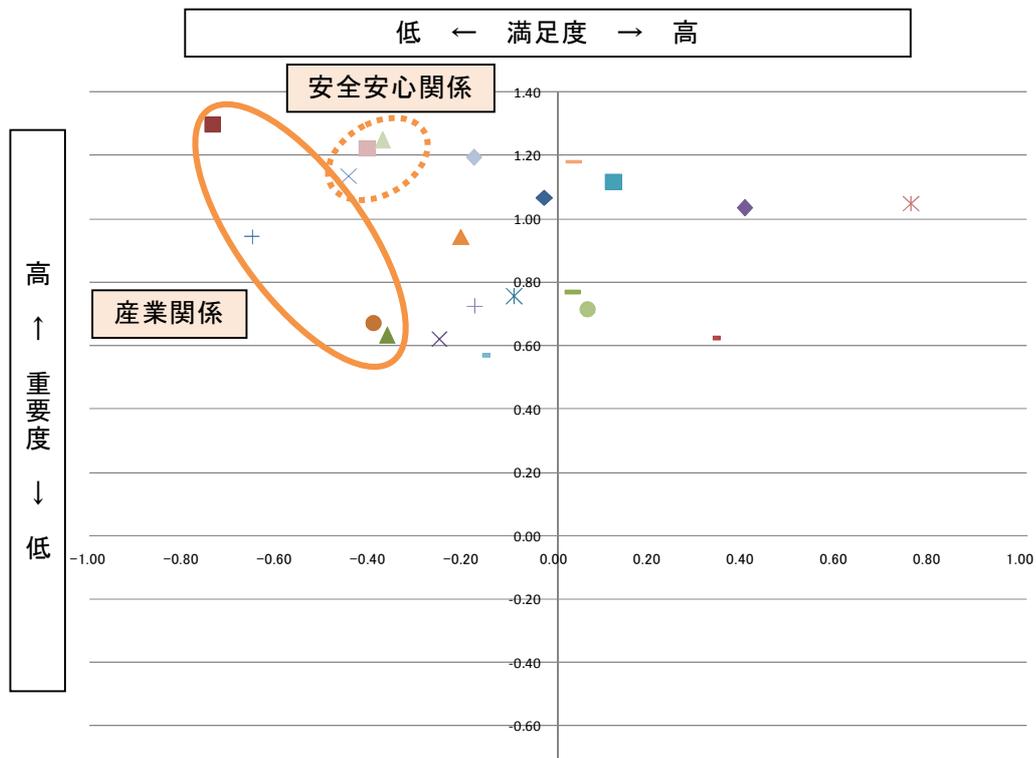


④今後の意向



質問. 2 胎内市のまちづくりの現状についてお伺いします。

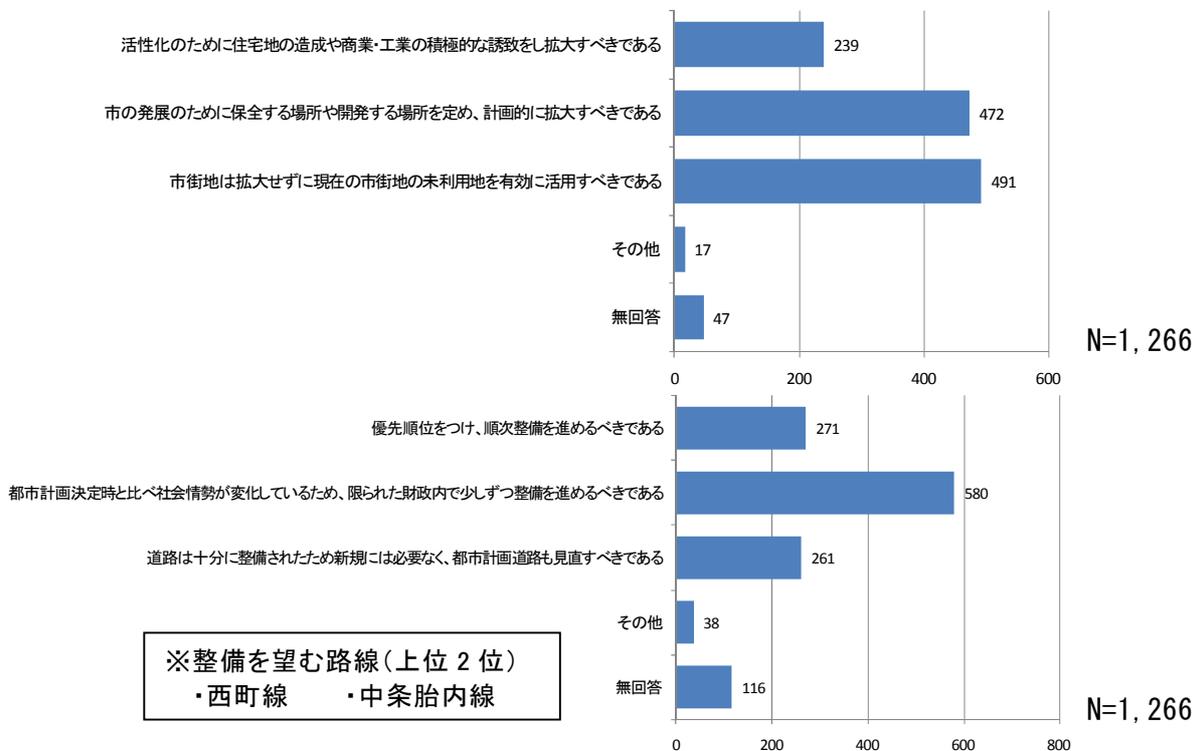
- ・満足度が低く重要度が高い項目
 (産業) 就業の場、工業団地の貢献、中心市街地の形成、胎内リゾート等の環境整備
 (安全安心) 悪臭等の公害対策、死角のない街の構造、歩行者等の移動空間整備



- | | | |
|----------------------------|-----------------------------|-------------------------|
| ◆ 1. 日常生活の買い物等の利便性 | ■ 8. 住宅地の広さ、ゆとりの快適性 | ● 15. 河川、海辺を活用した潤い空間の充実 |
| ■ 2. 就業の場、雇用機会の充実 | ■ 9. 農業用地の適切な保全 | + 16. 公園・広場整備の充実 |
| ▲ 3. 胎内リゾート等の観光資源を活かした環境整備 | ◆ 10. 胎内市外へ向かう幹線道路の整備 | - 17. 街並み景観の充実 |
| × 4. 住民がまちづくりに参加できる環境 | ■ 11. 身近な生活道路の整備 | - 18. 避難路、避難所の配置や充実度 |
| × 5. 商業地、工業地、住宅地の適切な配置 | ▲ 12. 鉄道・デマンドタクシー路線バスの利便性 | ◆ 19. 地震災害や火災の延焼への対策 |
| ● 6. まちの特徴を活かした中心市街地の形成 | × 13. 歩行者や自転車に安全に移動できる空間の整備 | ■ 20. 街路灯の設置数や死角のない街の構造 |
| + 7. 工業団地の市の経済発展への貢献 | × 14. 山、川等の自然環境の豊かさ | ▲ 21. 悪臭、大気汚染、騒音等の公害対策 |

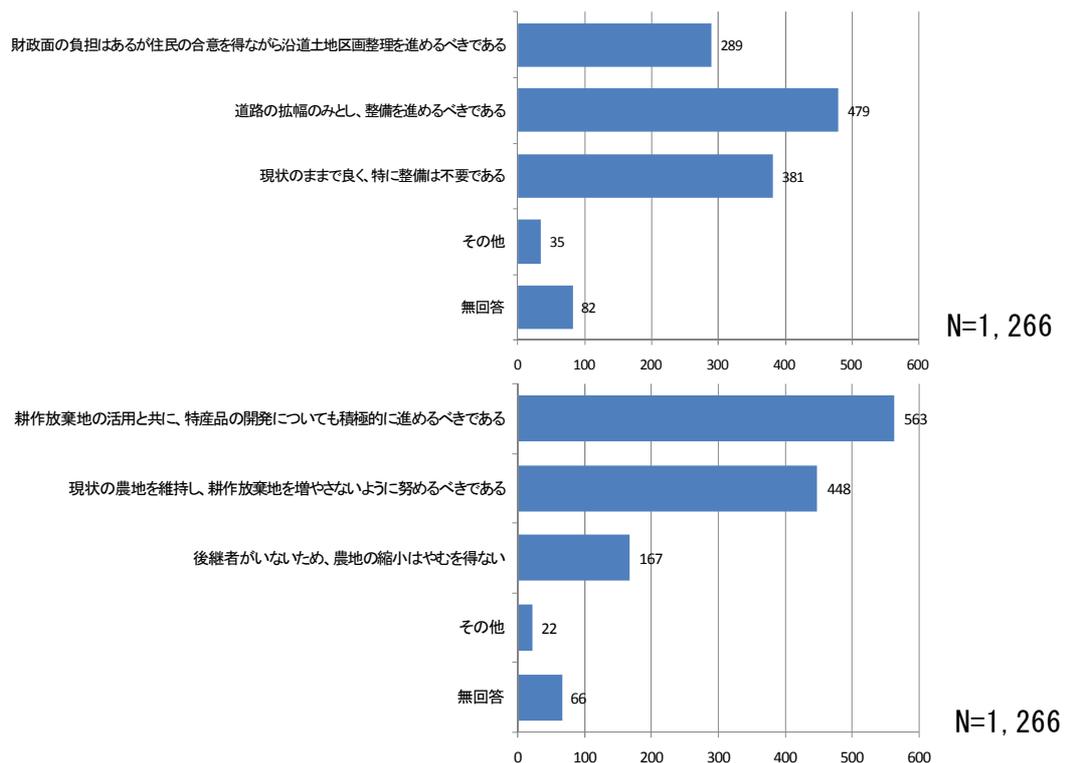
質問. 3 将来のまちづくりについて、お伺いします。

- ・市街地の拡大：未利用地を有効活用（491件）、計画的に拡大すべき（472件）
- ・道路整備について：限られた財政内で少しずつ進めるべき（580件）



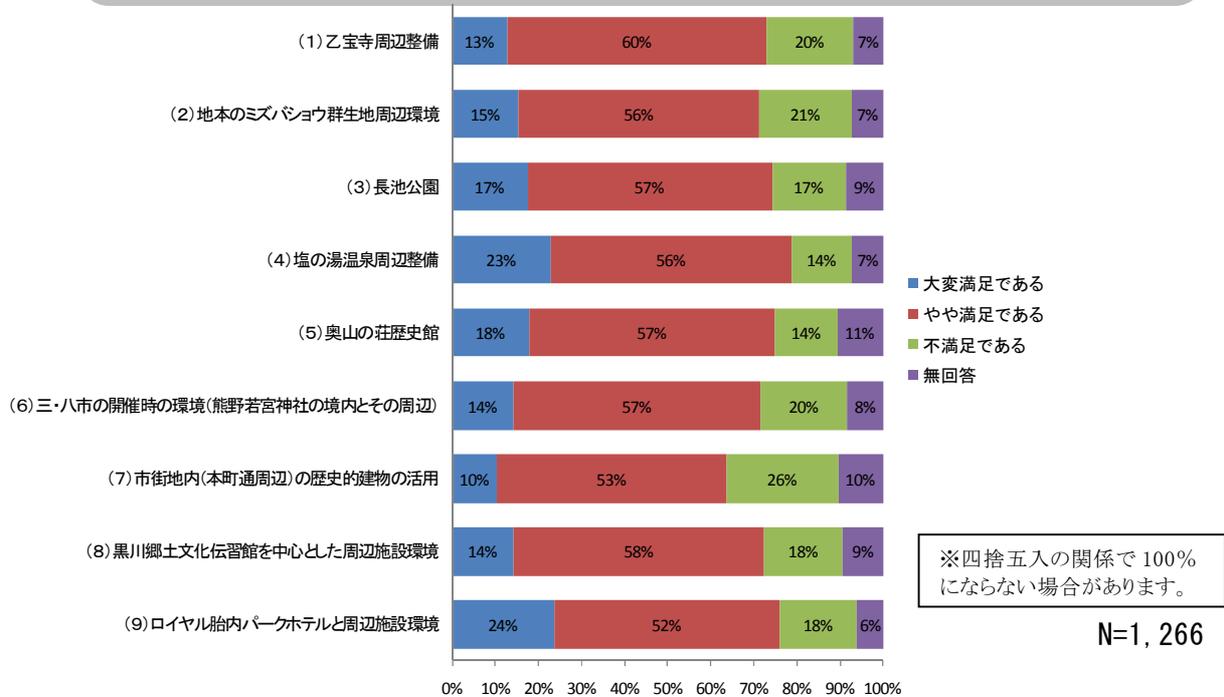
質問. 4 まちづくりプロジェクトについてお伺いします。

- ・本町下町地区街路整備：道路の拡幅のみとし、整備を進めるべき（479件）
- ・胎内市の農業振興：耕作放棄地の活用と共に、特産品の開発についても積極的に進めるべき（563件）



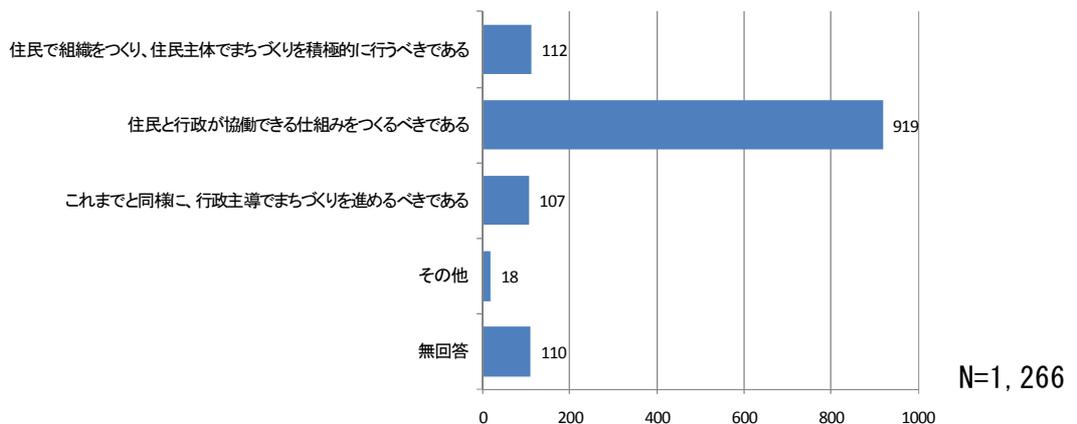
質問. 5 胎内市の宝物、魅力等についてお伺いします。

- ・ 大変満足：上位は、ロイヤル胎内パークホテル（24%）、塩の湯温泉（23%）
- ・ 不満足：市街地内（本町通周辺）の歴史的建物の活用（26%）、地本のミズパシヨウ（21%）、乙宝寺周辺整備（20%）、三・八市の開催時の環境（20%）



質問. 6 まちづくりへの住民参加について、お伺いします。

- ・ 住民と行政が協働できる仕組みをつくるべきであるが大半を占める。（919件）



2-3. 胎内市のまちづくりの課題

都市計画マスタープランの前提条件である総合計画の基本施策の4項目に沿ってまちづくりの課題を整理します。

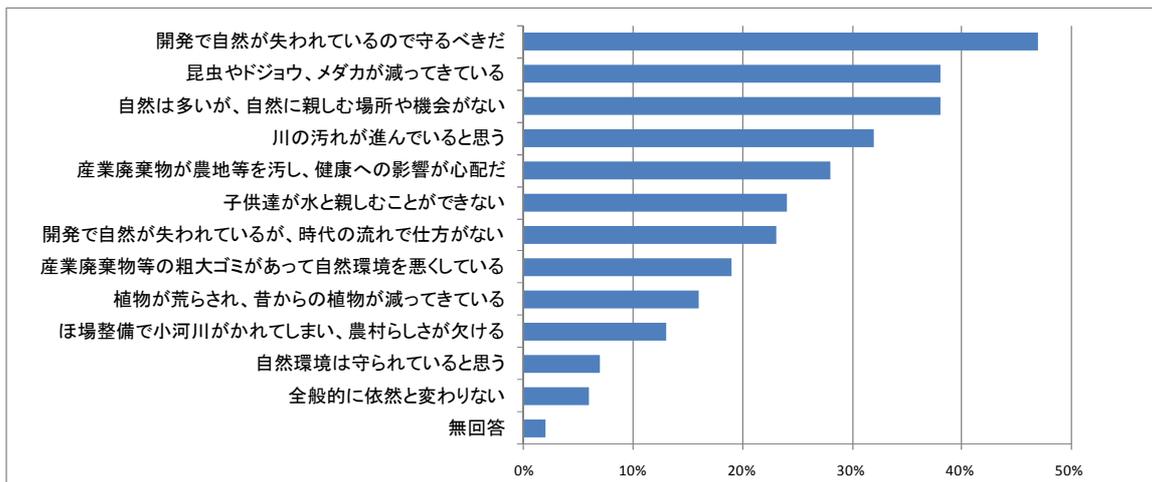
(1) 自然と文化を大切にし、未来を創造するまち

1) 現況

- ・ 自然環境の保全や自然に親しむ機会等への意識の高まり
- ・ 農家数の減少による耕地面積の減少
- ・ 市民は、自然のまち、平和のまちをイメージ
- ・ 歴史と文化の継承

① 自然環境への意識

環境基本計画のアンケート調査では、自然環境に対する考えで「開発で自然が失われているので守るべきだ」と回答した方が4割を越えています。



資料: 中条町環境基本計画 (H17.3)

図 2-7 自然環境に対する考え

② 耕地面積の減少

耕地面積は、年々減少傾向となっています。

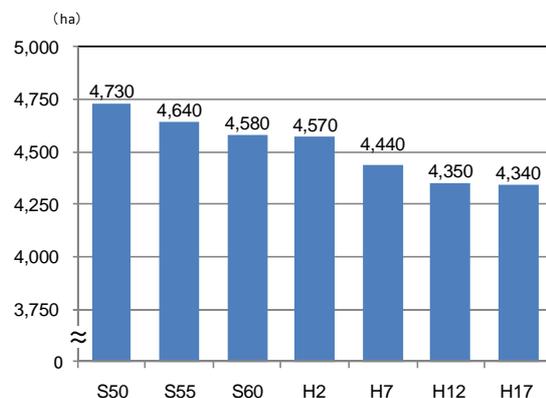


図 2-8 耕地面積の推移

資料: 新潟農林水産統計

③新市建設計画でのまちへの意識

「合併による新しい「まち」全体をイメージするとき特にどんな特徴を持つべきとお考えですか」との問いへは、「自然のまち」と回答する市民が多くなっています。

(満16歳以上の住民3,000人を対象としたまちづくりアンケート調査)

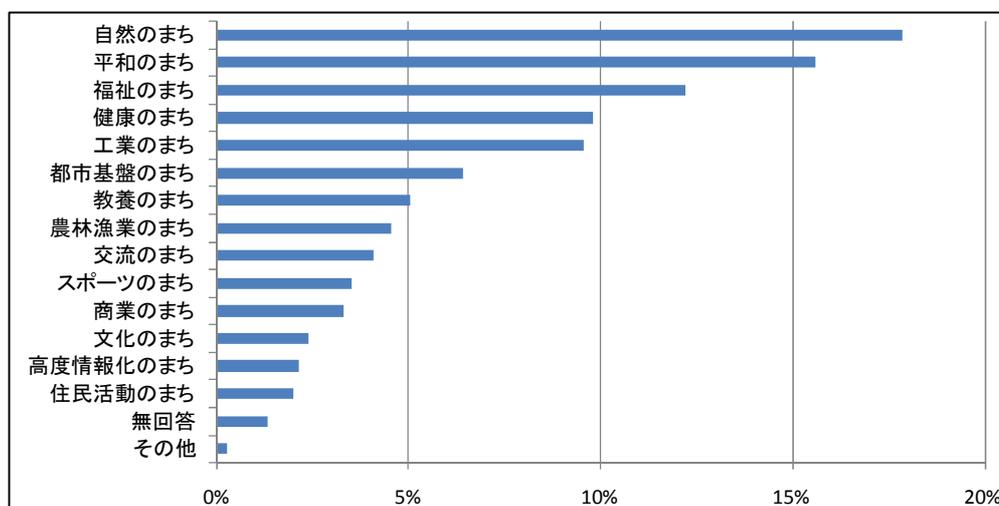


図 2-9 まちのイメージ

資料:新市建設計画(H16年)

④歴史と文化の継承

胎内市は、国指定史跡奥山荘城館遺跡等をはじめとした歴史的資源が多くあります。また、民謡流し、台輪、山車など多彩な行事が行われる中条まつりが毎年開催されており、これらの歴史・文化資源の継承が必要とされています。



写真 2-1 奥山荘歴史広場

資料:胎内市



写真 2-2 中条まつり

資料:にいがた観光ナビHP

2) 課題

- ・ 自然と親しめる環境整備
- ・ 自然環境の保全やまちを取り囲む農地や山林の保全
- ・ 奥山荘などの歴史や中条まつりなどの文化の保存



今後重視すべき視点: 環境との共生と胎内市の歴史・文化の保存

(2) 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

1) 現況

- ・都市拡大の終焉
- ・高齢化の急速な進展 (H17年 65歳以上 24.4%)
- ・鉄道を挟んだ東西の移動が不便
- ・平成21年の犯罪件数は244件

①人口集中地区※拡大の推移

人口集中地区の面積は、昭和45年0.8km²、昭和60年には1.2km²まで拡大してきましたが、地区内の人口は減少を続けています。

年	面積 (km ²)	人口 (人)
S45年	0.8	5,401
S50年	1.0	5,113
S60年	1.2	5,062

資料:新潟県の都市計画(資料編)



項目	凡例	備考
人口集中地区	昭和45年	地区が重なっている箇所は、古い地区界のみ表示する。
	昭和50年	
	昭和60年	
市街化区域	当初設定	区域が重なっている箇所は、新しい区域界のみ表示する。 非線引都市計画区域については、用途地域界の変遷を表示する。
	第1回見直し	
	第2回見直し	
	第3回見直し	
	第4回見直し	
	第5回見直し	
第6回見直し		

図 2-10 DID地区の推移

資料:都市計画基礎調査

②高齢化の推移

65歳以上の人口割合は、平成42年には39.1%となることが予想されており、急速に高齢化が進展しています。

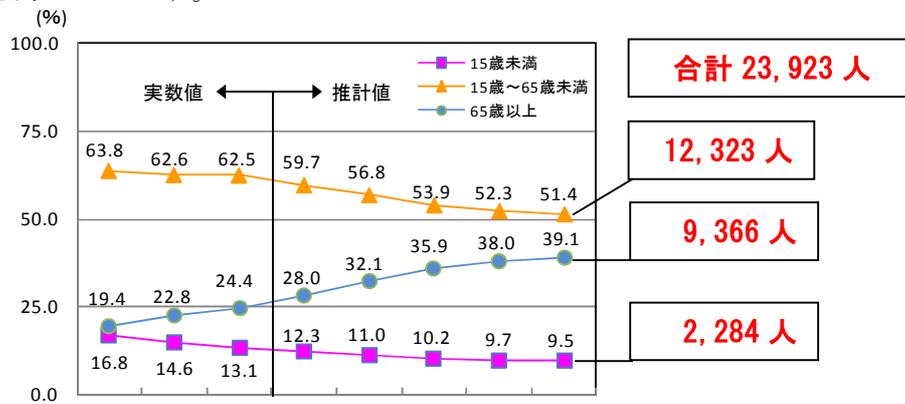


図 2-11 胎内市の年齢3区分人口割合推移

資料:将来推計人口データベース (H20年12月推計)

※人口集中地区:人口密度が1平方kmあたり4,000人以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区です。

③ 鉄道による東西の分断

胎内市の市街地は、JR羽越本線の鉄道により分断されているため、東西の移動が不便になっています。



図 2-12 施設分布図

④ 犯罪数の推移

犯罪件数は、平成 20 年で 250 件、平成 21 年で 244 件となっています。

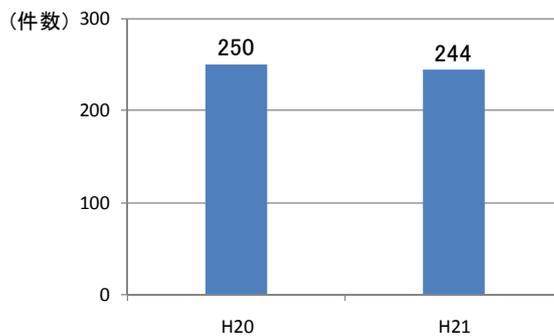


図 2-13 犯罪件数の推移

資料:新潟県警察HP
(市町村の犯罪データ)

2) 課題

- ・都市の拡大から未利用地を有効活用したコンパクトなまちの構築
- ・アクセスフリー化の推進による高齢者が安心して暮らし続けられるまちの構築
- ・鉄道を挟んだ東西の移動環境の整備
- ・自然災害や犯罪など多様な危機に対応した安全・安心なまちの構築



今後重視すべき視点：安心・快適に暮らし続けられるまちづくり

(3) 活力と希望を生み、交流を育むまち

1) 現況

- ・工業は、平成2年から従業者数の大幅減少
- ・商業は、商店数の減少が続く
- ・農業は、農家数と耕地面積の減少
- ・観光は、観光入込客数の減少

①工業

製造品出荷額は、平成20年で1,032億2百万円となっています。また、平成20年の事業所数は79箇所、従業員数は3,479人となっています。

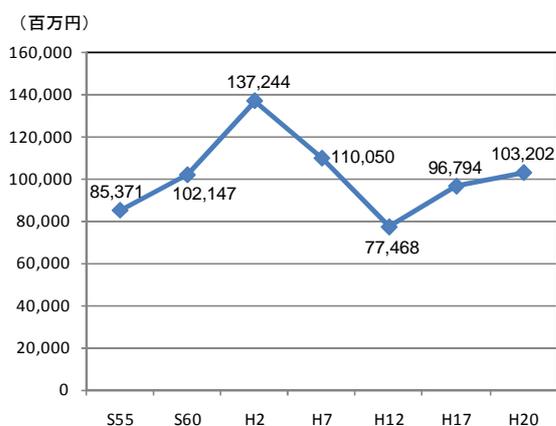


図 2-14 製造品出荷額の推移

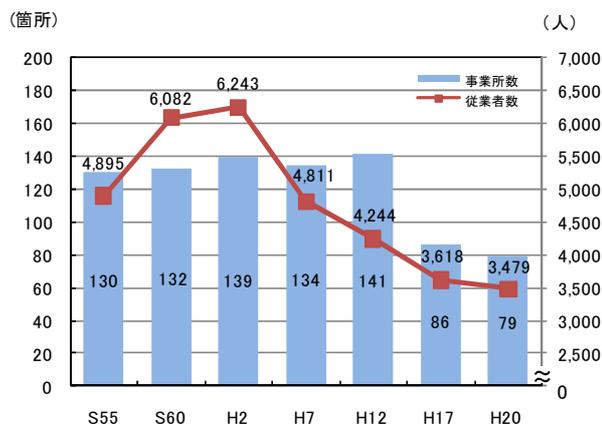


図 2-15 事業所数・従業者数の推移

資料: 工業統計調査

②商業

卸売と小売をあわせた販売額は、平成19年で398億5千9百万円となっています。また平成19年の商店数は443件、従業者数は2,123人となっています。

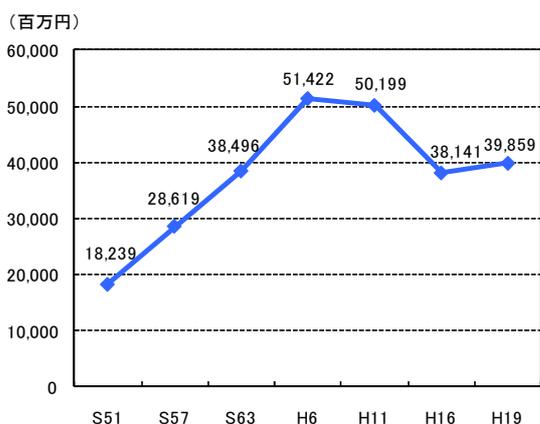


図 2-16 卸売・小売の販売額の推移

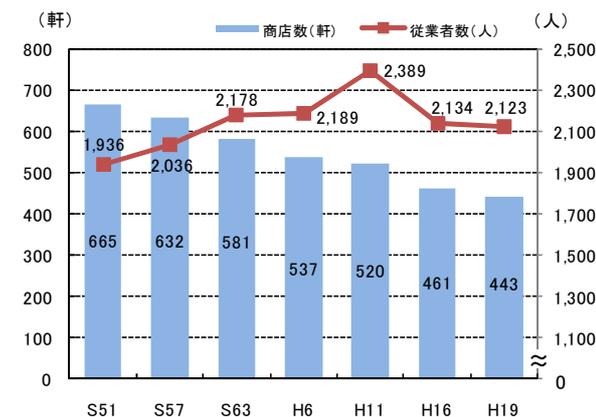


図 2-17 卸売・小売の商店数・従業者数の推移

資料: 商業統計調査

③農業

農業産出額は平成17年で121億3千万円となっています。また、平成17年の総農家数は2,084戸、耕地面積は4,340haとなっています。

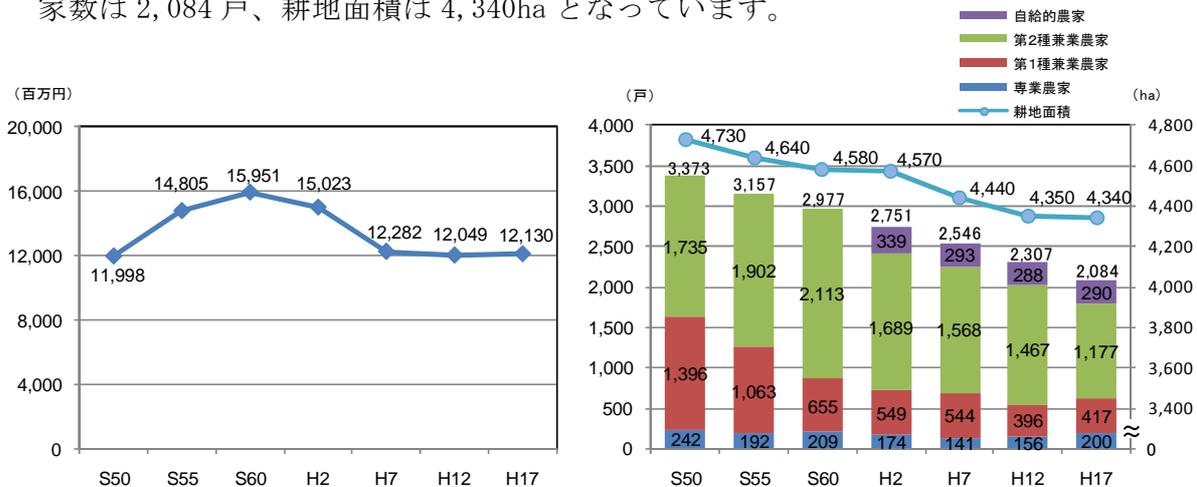


図 2-18 農業産出額の推移

図 2-19 総農家数・耕地面積の推移

資料：農業産出額と耕地面積は新潟農林水産統計、農家数は農林業センサス

④観光

観光入込客数は、平成20年で108万9千人となっています。また、周辺市町村の村上市、新発田市と比べると観光客は少なくなっています。

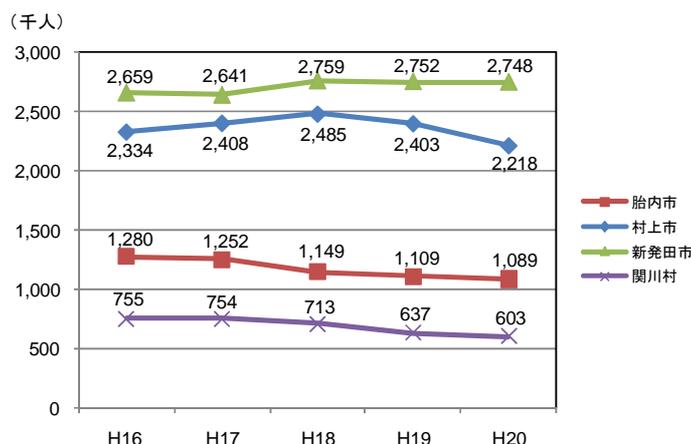


図 2-20 周辺市町村別・観光入込客数の推移

資料：新潟県観光動態の概要

2) 課題

- ・ 産業育成と雇用を促進するまちづくり
- ・ 農、商、工業の基盤整備と観光ネットワーク化の推進
- ・ まちの特徴を活かした中心市街の活性化
- ・ 伏流水を活かした既存産業の維持
- ・ 新たな産業としてグリーン・ツーリズムや農業体験の創出



今後重視すべき視点：都市と農村との交流による産業の振興

(4) 新しいしくみにも対応出来るまち

1) 現況

- ・市における財政制約の高まり
- ・市民のまちづくりの活動数の増加
- ・市民によるまちづくりの検討

①市の財政状況

財政状況は、経常収支比率^{※1}が90%を越えているため、財政構造が硬直化し厳しい状況にあります。また、実質公債費比率^{※2}は18%を越えているため、地方債の発行に国の許可が必要となっています。

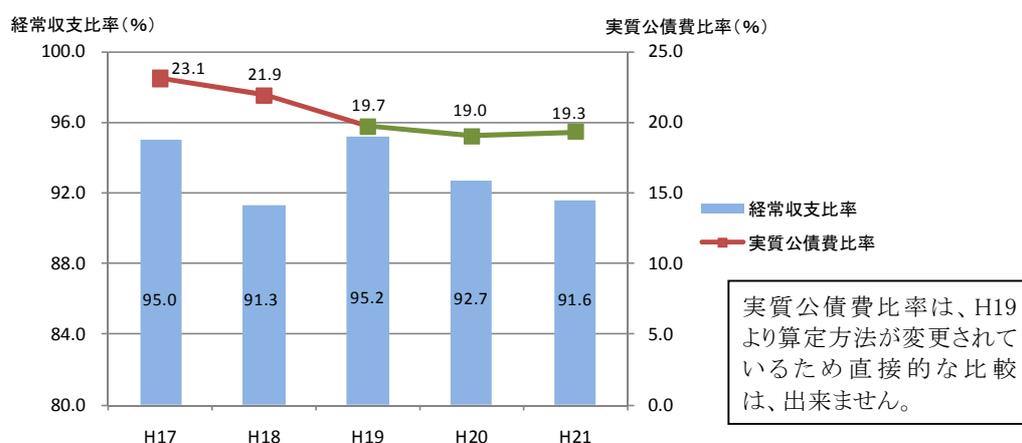


図 2-21 財政指標の推移

資料:胎内市資料

②市民団体の状況

市民団体は、地域活動団体が13団体設立しています。

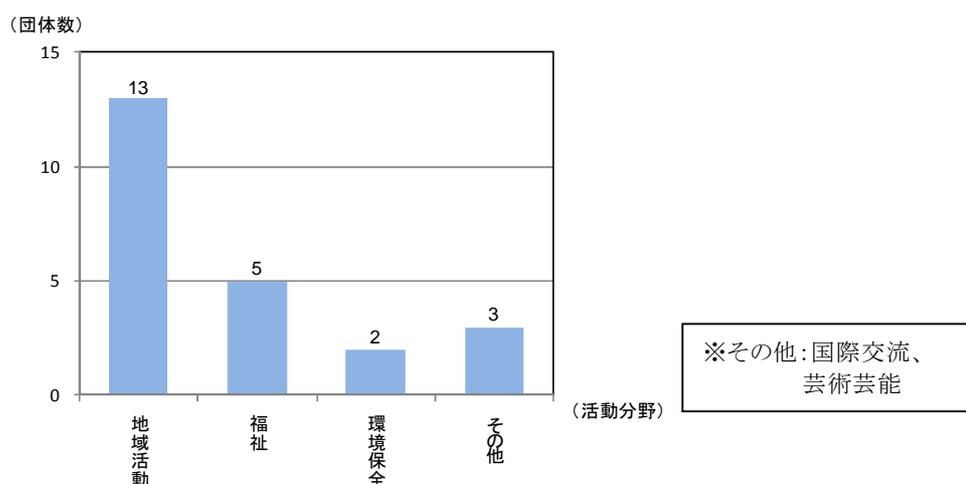


図 2-22 胎内市市民団体分野別・内訳

資料:新潟県 HP (2009. 7 現在)

※1 経常収支比率:財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が高いことを示します。(80%未満は妥当。80%以上は弾力性を失いつつある。90%以上は、一般的には財政構造が硬直化していると考えられています。)
 ※2 実質公債費比率:平成18年4月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された財政指標であり、公債費による財政負担の程度を示すものです。(18%以上の団体は地方債の発行に国の許可が必要。25%以上は一般事業の起債が制限。)

③市民参加によるまちづくり

平成21年度地方の元気再生事業では、活動メンバーによるまちづくりの検討が行われ、まちなかの水辺や歴史的建造物を活かすまちづくりの検討が行われました。

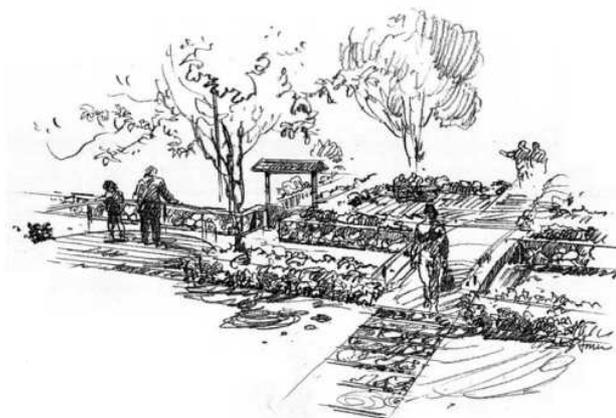


図 2-23 柴橋川を活かしたまちづくり



図 2-24 歴史的建造物を活かしたまちづくり

出典：平成 21 年度地方の元気再生事業

2) 課題

- ・ 市民、NPO、行政等が協働で行う生活環境の維持のための仕組みづくり
- ・ 限られた財政内での計画的な都市基盤整備
- ・ まちづくりの担い手を育成する仕組みづくり
- ・ 地域の共通価値の構築



今後重視すべき視点：市民参加による特色のあるまちづくり

(5) まちづくりの課題整理

胎内市のまちづくりの課題は、以下の通りです。

第2章 現況と課題（総合計画の基本施策の項目で整理）	
市民の要望と現況	胎内市のまちづくりの課題
<p>(1) 自然と文化を大切にし、未来を創造するまち 【市民の要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地内(本町通周辺)の歴史的建物の活用が必要である <p>【現況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然環境の保全や自然に親しむ機会等への意識の高まり 農家数の減少による耕地面積の減少 市民は、自然のまち、平和なまちをイメージ 歴史と文化の継承 	<ul style="list-style-type: none"> 自然と親しめる環境整備 自然環境の保全やまちを取り囲む農地や山林の保全 奥山荘などの歴史や中条まつりなどの文化の保存 <p>→ 【①環境との共生と胎内市の歴史・文化の保存】</p>
<p>(2) 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち 【市民の要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地は、拡大せずに現在の市街地の未利用地を有効に活用することを希望 市民の69%は、現在の場所に住み続けたいと希望 悪臭、大気汚染、騒音等の公害対策が必要 街路灯の設置数や死角の無い街の構造に不満 歩行者や自転車が安全に移動できる空間の整備が必要 <p>【現況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市拡大の終焉 高齢化の急速な進展 鉄道を挟んだ東西の移動が不便 平成21年の犯罪件数は244件 	<ul style="list-style-type: none"> 都市の拡大から未利用地を有効活用したコンパクトなまちの構築 アクセスフリー化の推進による高齢者が安心して暮らし続けられるまちの構築 鉄道を挟んだ東西の移動環境の整備 自然災害や犯罪など多様な危機に対応した安全・安心なまちの構築 <p>→ 【②安心・快適に暮らし続けられるまちづくり】</p>
<p>(3) 活力と希望を生み、交流を育むまち 【市民の要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> 就業の場や雇用機会の充実を希望 工業団地の市への経済発展の貢献に不満 まちの特徴を活かした中心市街地の形成が必要 胎内リゾート等の観光資源を活かした環境整備が必要 <p>【現況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工業は、平成2年から従業者数の大幅減少 商業は、商店数の減少が続く 農業は、農家数と耕地面積の減少 観光は、観光入込客数の減少 	<ul style="list-style-type: none"> 産業育成と雇用を促進するまちづくり 農・商・工業の基盤整備と観光のネットワーク化の推進 まちの特徴を活かした中心市街地の活性化 伏流水を活かした既存産業の維持 新たな産業としてグリーン・ツーリズムや農業体験の創出 <p>→ 【③都市と農村との交流による産業の振興】</p>
<p>(4) 新しいしくみにも対応出来るまち 【市民の要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民と行政が協働できる仕組みづくりが必要 限られた財政内で少しずつ基盤整備等の実施を希望 <p>【現況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政の財政制約の高まり 市民のまちづくりの活動数の増加 市民によるまちづくりの検討 	<ul style="list-style-type: none"> 市民、NPO、行政等が協働で行う生活環境の維持のための仕組みづくり 限られた財政内での計画的な都市基盤整備 まちづくりの担い手を育成するしくみづくり 地域の共通価値の構築 <p>→ 【④市民参加による特色のあるまちづくり】</p>

3. まちの目標像

まちの目標像は、上位計画である第1次胎内市総合計画やまちづくりの課題を踏まえ、次の通り設定します。

3-1. まちの目標像

胎内市は、四季の変化に富んだ楕円山脈、飯豊連峰の山並みや清らかな源流を集めて流れる胎内川などの豊かな自然に恵まれ、先人たちが築きあげてきた歴史・文化を背景に、さまざまな社会基盤を形成してきました。

第1次胎内市総合計画における基本理念は、市民共有の財産を大切に活かし、新たな時代を見据え、まちづくりに責任を持ち、自ら参加・参画する市民と、開かれた行政との協働によって地域の特性を尊重した自立都市の実現を目指していることから、胎内市都市計画マスタープランでは、この総合計画の基本理念を踏まえ、

「～胎内川に活かされた水辺と花の里づくり～」をまちづくりの目標像と設定します。

「自然が生きる、人が輝く、交流のまち」

～胎内川に活かされた水辺と花の里づくり～

【目標像の語句の説明】

- ①胎内川・・・胎内市の名称にもなっている、源流から河口までが市域に含まれる特徴を持つ、胎内市のシンボル。
- ②水 辺・・・胎内川の上流域の奥胎内の水辺景観や中流域の水辺とふれあえる自然環境、下流域で湧き出るとっこん水などの水辺資源が豊富。
- ③ 花・・・市の花となっているチューリップや新潟県天然記念物水芭蕉群生地等四季の変化が感じ取れる花の資源が豊富。

3-2. まちづくりの方向

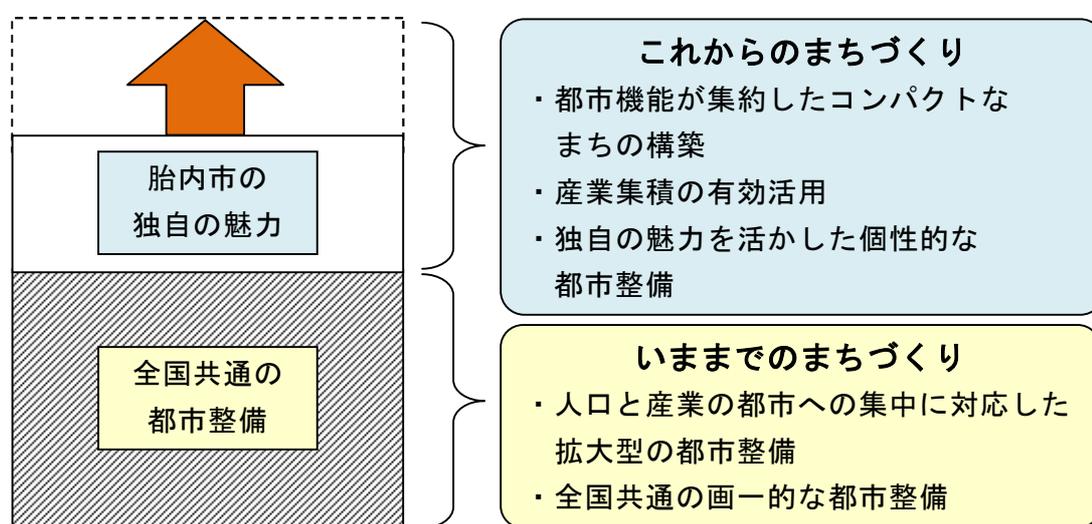
まちづくりの方向は、基本方向の転換を図るべき、これからのまちづくりについてその考え方を次の通り示します。

(1) 基本方向の転換

これまでの日本は、戦後の高度経済成長や人口の都市への集中を背景に、工業団地の導入や住宅団地の造成が行われ、生活の質を高めるための都市整備が行われてきました。

一方、その都市整備は、全国共通の画一的なものであったため、地域の特色や魅力が失われることになりました。

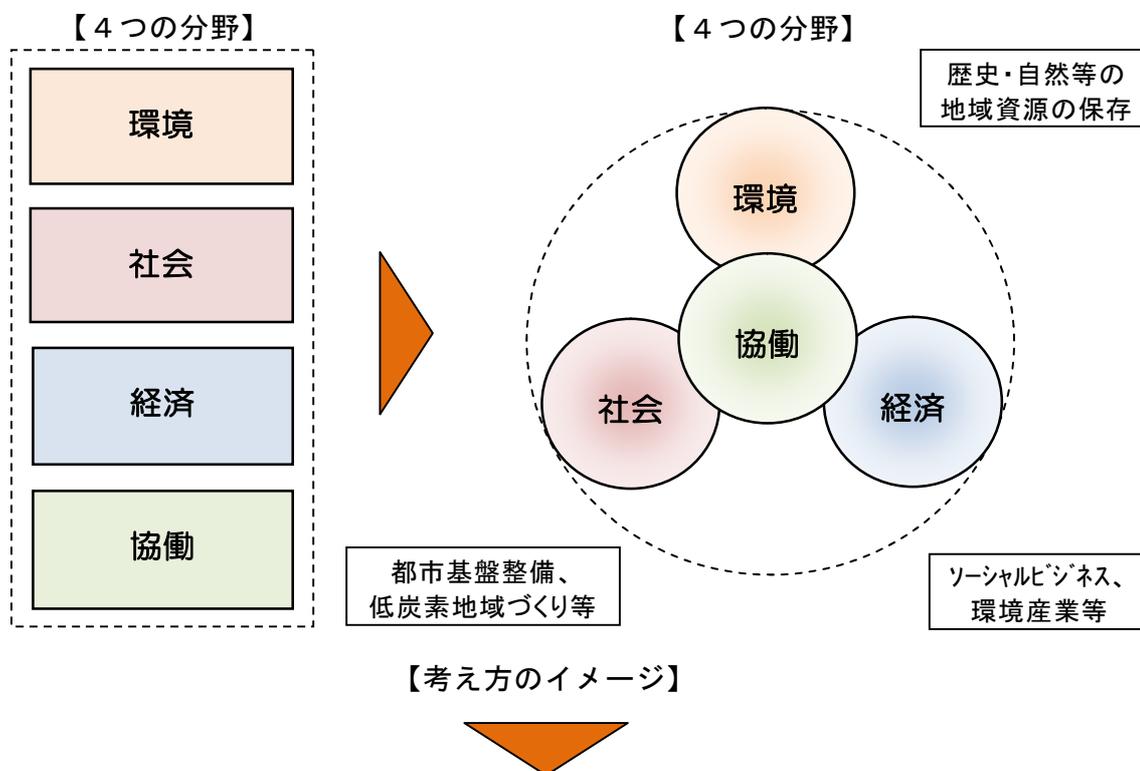
そのようななか、胎内市が独自の魅力を高め、地域が自立するためには、地域の特色を活かしたまちづくりを進める必要があります。



【基本方向の転換イメージ】

(2) 考え方

基本方向は、これまでの各分野を明確に区分し、拡大を進めてきたまちづくりから、経済、環境、社会のバランスを保つとともに市民と行政、企業等との協働により、小さくても生き残れるまちづくりを目指します。



【これからのまちづくりの視点】

- ・ 4つの分野のバランスの取れたコンパクトなまちの構築
- ・ 既存ストックを活用した都市機能の複合化
- ・ 独自の魅力を活かした小さくても生き残れるまちづくり

(1) 環境との共生と胎内市の歴史・文化の保存

- ・ 自然と親しめる環境整備
- ・ 自然環境の保全やまちを取り囲む農地や山林の保全
- ・ 奥山荘等の歴史や中条まつり等の文化の保存

(2) 安心・快適に暮らし続けられるまちづくり

- ・ 都市の拡大から未利用地を有効活用したコンパクトなまちの構築
- ・ アクセスフリー化の推進による高齢者が安心して暮らし続けられるまちの構築
- ・ 鉄道を挟んだ東西の移動環境の整備
- ・ 自然災害や犯罪など多様な危機に対応した安全・安心なまちの構築

(3) 都市と農村との交流による産業の振興

- ・ 産業育成と雇用を促進するまちづくり
- ・ 農・商・工業の基盤整備と観光ネットワーク化の推進
- ・ まちの特徴を活かした中心市街地の活性化
- ・ 伏流水を活かした既存産業の維持
- ・ 新たな産業としてグリーン・ツーリズムや農業体験の創出

(4) 市民参加による特色のあるまちづくり

- ・ 市民、NPO、行政等が協働で行う生活環境の維持のための仕組みづくり
- ・ 限られた財政内での計画的な都市基盤整備
- ・ まちづくりの担い手を育成するしくみづくり
- ・ 地域の共通価値の構築

自然が活きる、人が輝く、交流のまち
↳ 胎内川に活かされた水辺と花の里づくり ↳



1. 水辺が映える環境づくり
(環境)

2. 人にやさしいまちの形成
(社会)

3. 新たな産業が花開くまち
(経済)

4. 協働で取り組む土壌づくり
(協働)

①水辺と花の拠点とネットワークの形成
(都市構造、公園・緑地)

②自然と共生した住みよい市街地の形成
(土地利用)

③人にやさしい交通移動環境の整備
(道路・交通)

④安全・安心なまちづくり
(安全・安心)

⑤観光産業の強化と新産業の育成
(観光・レクリエーション)

⑥活力を生む産業づくり
(土地利用)

⑦歴史と文化を活かしたまちなみの整備
(環境・景観)

⑧市民・企業参加の仕組みづくり
(実現化方策)

(3) 4つの基本方向

4つの基本方向は、基本理念やこれからのまちづくりの視点である①4つの分野のバランスの取れたコンパクトなまちの構築、②既存ストックを活用した都市機能の複合化③独自の魅力を活かした小さくても生き残れるまちづくりを踏まえ、次の通りとします。

①水辺が映える環境づくり（環境）

- ア. 起点と終点が市域に全て含まれる胎内川の特徴を活かし、上流から下流までを一体的に整備を進めるとともに周辺の胎内溪谷の自然、楡形山脈、河岸段丘や扇状地形と調和を図り水辺が映える環境づくりを進めます。
- イ. また、江戸時代に活用されていた、まちなかの防火用水路や中条川、柴橋川の水辺の生活景を活用し、個性あるまちづくりを進めます。

②人にやさしいまちの形成（社会）

- ア. コンパクトなまちづくりを目指すため、鉄道を境とする東西の移動を円滑にし、公共的施設への移動や商業施設への買い物など日常的な生活を支える多様な機能の連携を目指します。
- イ. 高齢者のさまざまな活動と交流が活発化し、都市の活力を維持向上させるため、公共交通の充実や交通結節点とその周辺施設において快適な歩行者空間のネットワークの確保を目指します。

③新たな産業が花開くまち（経済）

- ア. 自然資源、観光施設に公共交通を利用して容易に到達できる環境整備や各施設までの案内サインを統一し観光客を誘導します。
- イ. 新たな産業の創出を目指し、地球温暖化問題に対応した、太陽光、小水力発電等の産業型観光や行政が対応できない問題を解決する新しい社会的活動であるソーシャルビジネス（社会的課題解決ビジネス）を積極的に創造します。

④協働で取り組む土壌づくり（協働）

- ア. 地域の自主的な活動の積み重ねは、地域の魅力を高め、更にはまち全体の生活の質の向上につながるため積極的な支援を行います。
- イ. 各組織が単独で活動を行うことは、活動が分散し、エネルギーロスが大きいため、各組織を束ね同一方向に向けるプラットフォームとなり得る組織づくりを進めます。

(4) 8つの基本施策

8つの基本施策は、4つの基本方向のもと重点的な施策として次の通り設定します。

【基本施策①】

水辺と花の拠点とネットワークの形成（都市構造、公園・緑地）

飯豊連峰を源とする母なる胎内川は、起点と終点が市域に全て含まれるといった珍しい特徴を持ち、四季を通じて様々な自然を見ることが出来ます。さらに胎内川は、典型的な扇状地形を形成し、その下流域でどっこん水と呼ばれる伏流水が湧き出しています。

また、市の花はチューリップとなっており、毎年開催されるチューリップフェスティバルには、約7万人の観光客が県内外から訪れます。これら胎内川の水辺とチューリップフェスティバルの会場や胎内フラワーパーク等の花の拠点をネットワーク化することで、本市の特色あるまちづくりの推進と市のイメージアップを図ります。

ア. 水辺と花のネットワーク形成

胎内川の水辺や胎内フラワーパークなど花に関する施設の移動を容易にし、観光サインの充実ともあわせて、水辺と花のネットワークの形成を図ります。

イ. 水辺と花の拠点形成

胎内川の沿岸の整備や胎内フラワーパーク、水芭蕉群生地など各拠点施設の充実を図り、本市の魅力を上させます。

ウ. イベント等との連携

水辺と花の拠点とネットワークの形成とチューリップフェスティバルなどのイベント等と連携し、市内外から観光客を誘客します。



図 2-25 水辺と花のネットワーク図

【基本施策②】

自然と共生した住みよい市街地の形成（土地利用）

自然と共生したまちづくりを進めるうえでは、周囲の自然環境の保全やまちなみの整備を図り、統一感を出すことが求められます。このため、市街地を取り巻く山並みや田園風景、川、海岸線などの保全や、これらと調和の取れた市街地の形成を目指します。また、住宅地の質的向上を目指し、住みよい市街地の形成に努めます。

ア．コンパクトなまちの構築

鉄道を境とする東西の移動を円滑にし、まちなかの公共的施設への移動や商業施設への買い物など日常的な生活を支える多様な機能を集約し、コンパクトなまちの構築を目指します。

イ．市街地の拡大抑制とまちなかの緑の保全

市街地の拡大を抑制しつつ、適切に土地利用を誘導し、守るべき緑を確実に守っていきます。また、市街地内はまとまりのある都市構造とし、低炭素社会を目指します。

ウ．住宅地の質的向上

既成市街地において、活発な建て替えや更新の動向が見られる地域や、将来的に居住環境の改善が望まれる地域については、住民の意向や自主活動なども踏まえながら、地区計画などの土地利用ルールを検討します。

エ．郊外の住宅の維持・保全

郊外の住宅地においては、高齢化や人口減少、住宅老朽化などの状況がみられるため、改築や減築により、今後も良好な居住環境の維持が必要です。

オ．景観計画の策定によるまちなみや周辺自然景観の誘導

市街地に残る歴史的建造物の保存や四季の移り変わりによる背景の変化などまちの個性を表現できる要素に配慮した景観づくりを進めます。

カ．自然にふれあえる機会を通じた市民の手による保全

豊かな自然を観光客に見せることやレクリエーションでの活用を進めることで市民の自然に対する意識を高め、幅広く市民に保全されることを目指します。

【基本施策③】

人にやさしい交通移動環境の整備（道路・交通）

デマンドタクシーは、家の玄関前から目的地まで運行する利便性の高い公共交通として平成21年4月に導入されました。さらに住民にとって利用しやすい公共交通の充実を目指し、ニーズに対応した取組を展開します。

ア. デマンドタクシーを軸とした公共交通の充実

中条築地、中条乙、黒川地区の3地区で運行されているデマンドタクシーの充実のため、利用者のニーズを的確に把握し、柔軟な運行を図ります。また、デマンドタクシーの充実により、自家用車から公共交通への促進を図り、二酸化炭素排出の抑制や環境に優しいまちとしてイメージアップを図ります。

イ. 鉄道を挟んだ東西の移動環境整備

市街地中心部のJR羽越本線を横断する道路のほとんどは平面交差となっているため、冬季の悪天候時は渋滞し、通過が困難になります。そのため、都市計画道路3.4.6西町線を整備し、東西の移動環境の改善を図ります。

ウ. 中条駅西口広場の整備

中条駅東口における朝夕の送迎の渋滞を分散するとともに東西を交流する西の玄関口として整備を図ります。

エ. 歩行者や自転車の移動空間の整備

高齢者のさまざまな活動や交流を支援するため、交通結節点や周辺施設において快適な歩行者空間を整備します。また、環境に優しい乗り物として自転車の交通空間を整備し、自家用車からの転換を図り低炭素社会を目指します。

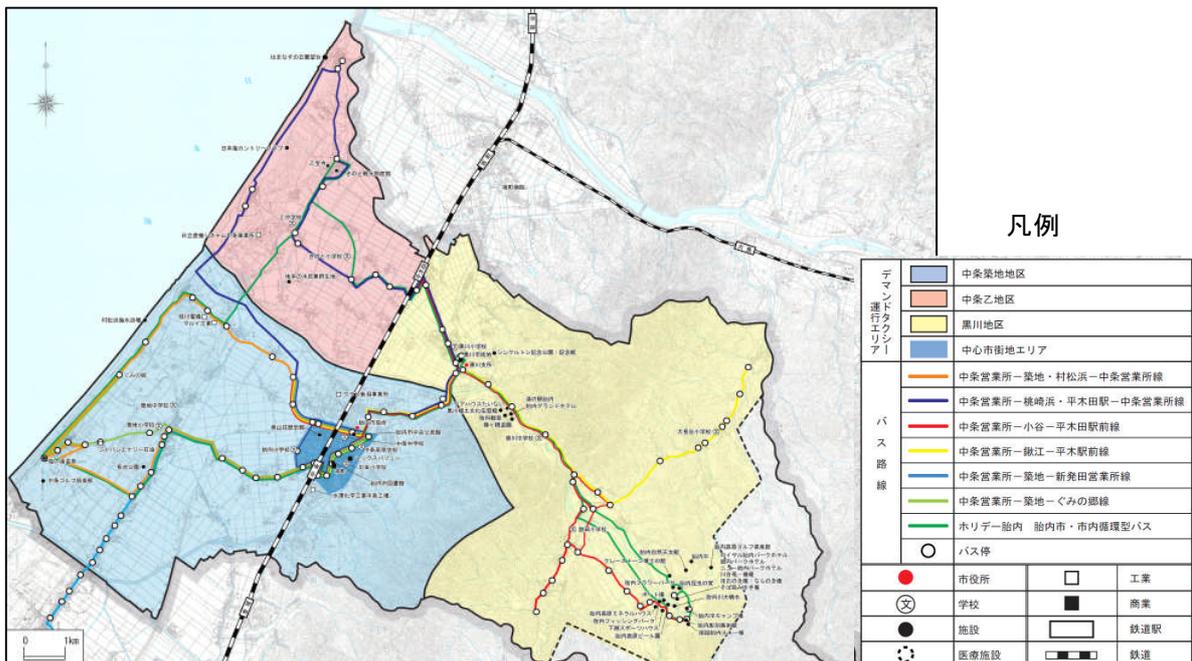


図 2-26 公共交通網図

【基本施策④】

安心・安全なまちづくり（安全・安心）

住民の快適な暮らしを確保するため、防災対策や医療保健福祉の充実、防犯対策の充実を図り、安全・安心なまちづくりを進めます。

ア．緊急輸送道路ネットワークの形成

近年多発する地震災害発生時における緊急輸送活動を円滑に行うため、輸送経路のループ化、輸送手段の代替性を考慮し、防災活動拠点、輸送施設、防災備蓄拠点などを結ぶ道路ネットワークの形成を図ります。

イ．防災拠点の整備充実

災害時における避難場所や救援・復旧の拠点となる公共公益施設については、安全性を確保する必要があるため、耐震化を図るとともに、救援、復旧、避難に必要な機能の整備、充実を図ります。

ウ．防災、災害情報の提供等

胎内市地域防災計画やハザードマップを活用し、災害危険箇所や避難所、防災の心得等の情報を住民に提供します。また、災害時の迅速な情報伝達を行うため、防災行政無線等を有効活用し、情報連絡体制の強化を図ります。

エ．医療保健福祉拠点の充実

ほっとHOT・中条や中条中央病院周辺を医療保健福祉拠点に位置づけ、医療・保健・福祉の連携する場として充実させるとともに中条駅からのアクセスフリー化を推進します。また、黒川病院等とも連携を図り、医療保健福祉の充実を目指します。

オ．防犯対策の充実

公園や公衆トイレ、駐車場、駐輪場などの公共公益施設については、犯罪を予防するため、施設の状況に応じて死角の除去や防犯設備の設置などを検討します。

【基本施策⑤】

観光産業の強化と新産業の育成（観光・レクリエーション）

胎内市は、宿泊施設やスポーツ施設、観光施設が一体的に整備された胎内リゾートがあります。その胎内リゾートを拠点とした観光産業の強化を進めます。

ア．観光ネットワークの強化

中条駅やのれんす処（デマンドタクシー案内所）を交通拠点とし、東の胎内リゾートや西の乙宝寺などの施設を結ぶ観光ルートを形成し、観光ネットワークを強化します。

イ．案内サインの整備

交通拠点や観光施設へ容易な誘導を図るため、案内サインの整備を進めます。また、案内サインの整備に関しては、周辺の自然環境やまちなみの景観に配慮したデザインとします。

ウ．農業部局との連携

胎内市は、やわ肌ネギやチューリップ等の農産物が数多くあります。そのため、特産品を活用し、観光産業の強化を図るとともに農・商・工の連携を進めます。

【基本施策⑥】

活力を生む産業づくり（土地利用）

商業環境の整備や新たな産業の創出により、活力を生む産業づくりを進めます。

ア．商業環境の整備

都市計画道路 3.4.6 西町線や 3.4.7 本町通り線を整備することにより、国道 7 号沿線の商店と中心商店街の連携を図り、中心市街地の活性化を目指します。

イ．新たな産業の誘致

新潟中条中核工業団地へは、新エネルギー産業や環境産業など新たな産業を誘致し、若者の雇用の確保を目指します。

ウ．新エネルギー導入の推進

今後は、新エネルギーの需要が多くなると考えられ、バイオマス発電や風力発電、小水力発電など多様な新エネルギーの導入を推進するとともに産業観光についても検討を行います。

エ．ソーシャルビジネス（社会的課題解決ビジネス）の創出

行政等の公的機関が対応できない、社会的課題に対して新たな公の担い手を育成するとともに社会的課題を解決するための新たな産業・雇用（高齢者の介護補助、共働き世帯の子育て支援等の労働集約型サービス）を創出します。

【基本施策⑧】

市民・企業参加の仕組みづくり（実現化方策）

特色のあるまちづくりを進めるため、住民と企業、行政が協働によるまちづくりを行う仕組みづくりの構築を目指します。

ア．花いっぱい運動の推進

市民花壇や通りの花植えなどを市民や企業等の協働で進め、市内を花いっぱいにする運動を推進し、まちの魅力向上を図ります。

イ．CSR*（企業の社会的責任）

本市に立地する企業と連携を図り、企業の敷地内の積極的な花植えや花いっぱい運動、河川敷の清掃等への参加により、市民と連携した活動を推進します。



写真 2-3 長池公園内の植林

（出典：JX 日鉱日石開発株式会社中条油業所 HP）

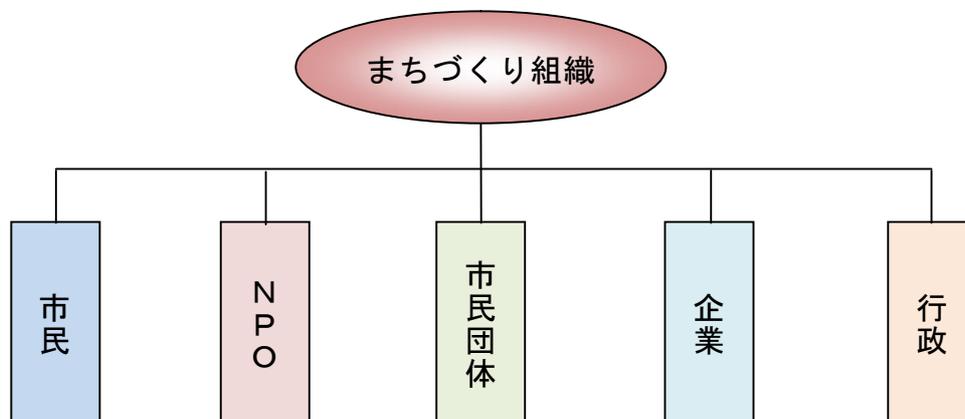


写真 2-4 胎内川河川敷の清掃

（株式会社クラレ新潟事業所）

ウ．既存組織をたばねるプラットフォームとなり得る組織づくり

各組織が単独で活動を行うことは、活動が分散し、エネルギーロスが大きいいため、各組織を束ねエネルギーを同一方向に向けるプラットフォームとなり得る組織作りを進めます。

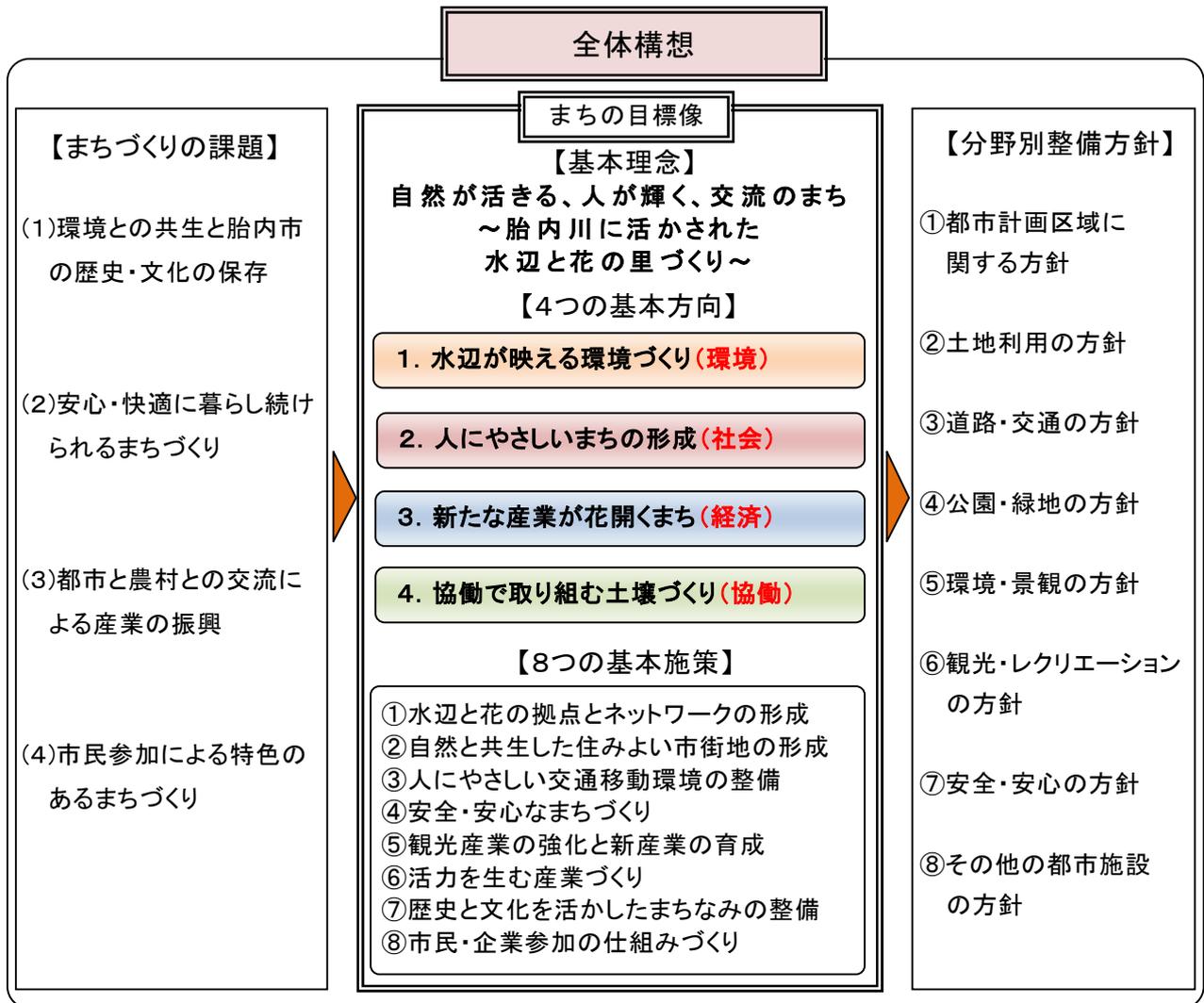


CSR活動：収益を上げ配当を維持し、法令を遵守するだけでなく、人権に配慮した適正な雇用・労働条件、消費者への適切な対応、環境問題への配慮、地域社会への貢献など企業が果たすべき責任をいいます。

3-3. 将来都市構造

(1) まちづくりの方向

将来都市構造は、基本理念、4つの基本方向、8つの基本施策のもと、これからのまちづくりの視点を考慮に入れながら設定します。



【これからのまちづくりの視点】

- ・ 4つの分野のバランスの取れたコンパクトなまちの構築
- ・ 既存ストックを活用した都市機能の複合化
- ・ 独自の魅力を活かした小さくても生き残れるまちづくり

(2) まちの基本的構成

日本海国土軸や県北地域における広域連携軸の形成と周辺地域との交流を促進するため、高速道路とネットワークされたラダー(梯子)状の骨格道路網を形成します。

また、白砂青松の海岸線や、楡形山脈および胎内川は、まちを特徴付ける広域的な自然緑地として、優れた自然環境などの地域資源を活用した環境レクリエーション軸を形成します。

さらに、市街地では各種の都市的サービスを提供する拠点づくりや中核工業団地を中心とする産業拠点づくりにより、職住が近接するまとまりのある市街地を形成し、県北の中心都市にふさわしい魅力ある定住と交流環境を形成します。

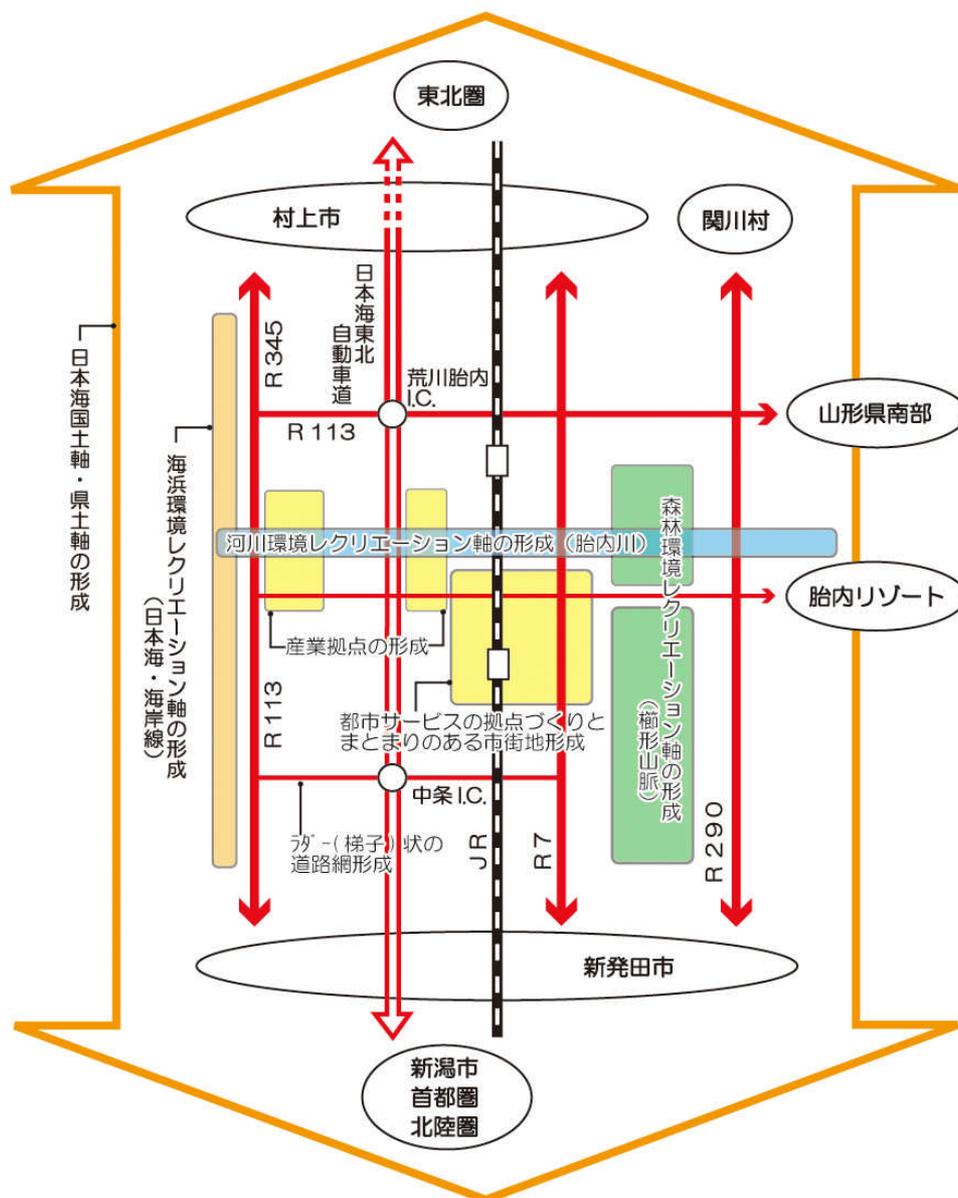


図 2-28 まちの基本的構成

(3) 将来都市構造図

胎内市の目指す骨格的な都市構造を4種類のゾーンと3種類の軸、5種類の拠点で示します。

1) ゾーン

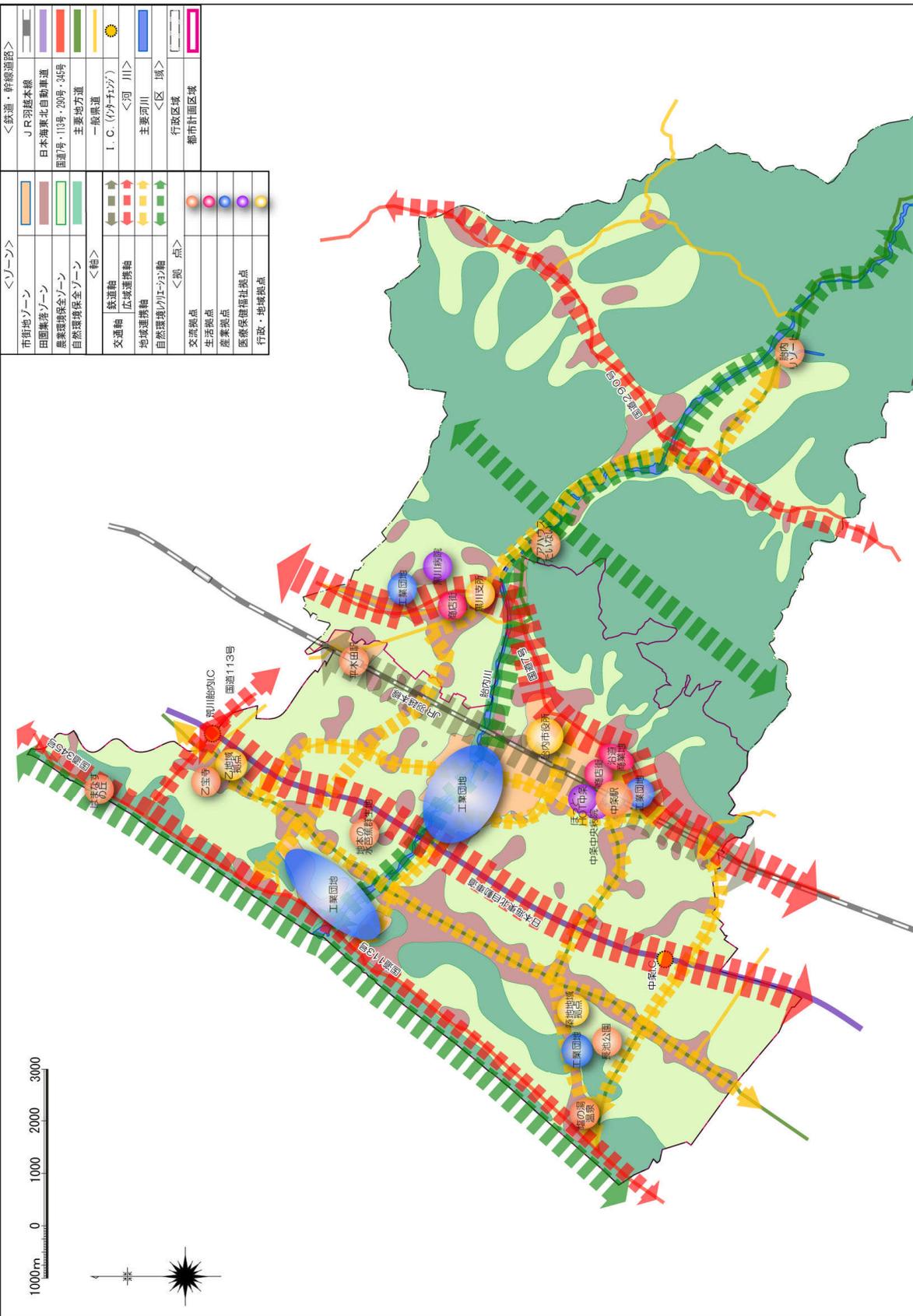
ゾーン	考え方
市街地ゾーン	市街地ゾーンは、人口減少・高齢化社会に対応するため都市機能の集約を図り、市民の暮らしや交流の場の充実を図ります。 また、来訪者に対してはチューリップフェスティバルやグリーン・ツーリズム等観光の拠点として、玄関口(まちの顔)の整備を行います。
田園集落ゾーン	田園集落では、農地の保全を図るとともに農村集落の生活環境の維持・保全を図ります。 来訪者に対しては、グリーン・ツーリズムや都市部との交流拠点としての整備を推進します。
農業環境保全ゾーン	農業環境保全ゾーンは、将来にわたり優良な農地の保全を図るとともに田園集落を含め農村環境・景観の保全を図ります。 来訪者に対しては、農業体験等の場として環境整備を行います。
自然環境保全ゾーン	自然環境保全ゾーンは、良好な森林等の豊かな自然環境・景観を保全するとともに市民や観光客が自然にふれあえる場として充実を図ります。

2) 軸

軸	考え方
交通軸 (鉄道軸・広域連携軸)	交通軸は、新潟市や山形県等をつなぎ、工業、商業、農業、観光等の産業振興に重要な役割を果たします。この軸を中心に新潟市や山形県、隣接市町村との連携強化を図ります。
地域連携軸	地域連携軸は、市街地と築地、乙、黒川地区を結ぶ軸として都市と農村の連携強化、農業や観光産業の振興、市民と自然とのふれあいの機会の増加を目指し、連携強化を図ります。
自然環境・レクリエーション軸	自然環境・レクリエーション軸は、胎内川沿いの自然環境・景観を保全するとともに海岸沿いや楡形山脈の森林環境等の保全を図ります。

3) 拠点

拠点	考え方
交流拠点	JR中条駅周辺は、商業、企業、行政、医療、保健福祉等の多様な都市機能が集積しています。その都市機能の集積を踏まえ、本市の中心的な都市拠点として、各都市機能の充実・強化を図ります。 また、各拠点を結びつける場として、各拠点と連携を図ります。
生活拠点	本町商店街、国道7号沿いの商業地、黒川地区の商店街を位置づけ、日常生活の利便性向上を図ります。
産業拠点	新潟中条中核工業団地等の工業集積地を産業拠点と位置づけます。 産業拠点は、企業の誘致を促進するとともにアクセス機能や流通機能の強化を図ります。
医療保健福祉拠点	ほっとHOT中条周辺や黒川病院周辺では、住民の保健福祉サービスや医療交流の場となる複合的な医療保健福祉拠点を目指します。
行政・地域拠点	市役所周辺では、地域生活を支えるため行政サービスや文化・産業交流などの生活関連施設が集積する拠点の形成を目指します。



<ゾーン>		<鉄道・幹線道路>	
市街地ゾーン	田園集落ゾーン	JR羽越本線	日本海東北自動車道
農業環境保全ゾーン	自然環境保全ゾーン	国道113号・119号・20号・345号	主要地方道
<軸>		一般県道	
交通軸	広域連絡軸	I.C. (分子分)	<河川>
地域連絡軸	自然環境/エゾ/軸		主要河川
<拠 点>			行政区域
交流拠点	生活拠点		都市計画区域
産業拠点	医療保健福祉拠点		
行政・地域拠点			

图 2-29 将来都市構造図

4. 分野別整備方針

分野別整備方針は、第3章まちの目標像を踏まえ、以下の8つの分野で定めます。

4-1. 都市計画区域に関する方針

(1) 都市計画区域の考え方

都市計画区域は、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量及び道路等の都市施設に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、及び保全する必要がある区域を県が指定するものであり、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため、都市計画法その他法令の規制を受ける土地になります。

胎内市の都市計画区域は、旧中条町の中条都市計画区域のみで、旧黒川村は区域の指定はありません。そのため、旧黒川村の市街地部に関しては、地理的条件、日常生活圏、土地利用の状況や見通し等から総合的に判断し、都市計画区域に編入することが望ましいと考えられます。

なお、今後は関係法令・計画との調整を図りながら、都市計画区域への編入を検討します。

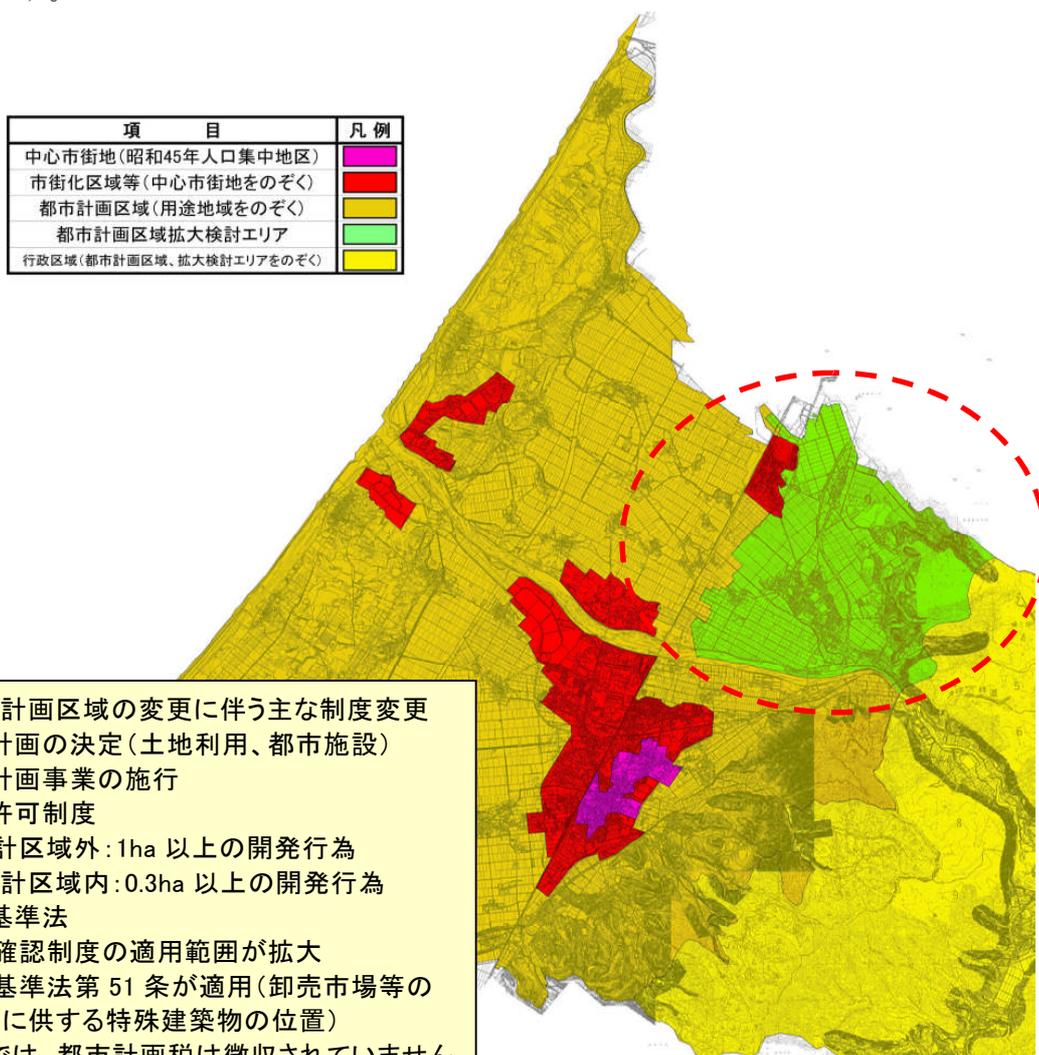


図 2-30 区域の編入検討位置図

資料: 都市計画基礎調査

(2) 都市計画区域に編入することが望ましい区域の抽出

1) 市街地の集積

黒川支所周辺には、旧黒川村の中心部として、住宅地、商店街が集積しています。

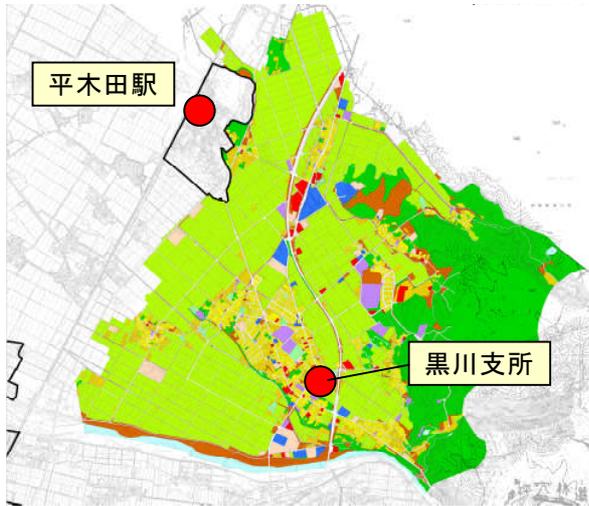


図 2-31 土地利用現況図

項目		凡例	
自然地的利用	農田	水田	[Yellow]
	畑	畑、果樹園、採草地、養鶏(中鶏)場、ビニールハウス	[Orange]
	山林	樹林地	[Green]
	水圏	河川水圏、湖沼、ため池、用水路、堰、運河水圏	[Light Blue]
	その他自然地的利用	原野牧野、耕作放棄地等自然的状況の荒地 低湿地、河川敷・河原、海岸、湖岸	[Brown]
都市的利用	住宅用地	建築物用途現況図の10~14	[Yellow]
	商業用地	建築物用途現況図の1~9	[Red]
	工業用地	建築物用途現況図の18~24	[Blue]
公共公益用地	建築物用途現況図の15~17 処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所	[Purple]	
道路用地	道路、駅前広場	[Grey]	
交通施設用地	自動車・バス、立体駐車場、鉄道用地、空港、港湾	[Dark Grey]	
公共空地	公園・公共緑地、広場、運動場、遊園	[Light Green]	
その他の公的施設用地	防衛施設用地	[Dark Red]	
その他の空地	改変工事中の土地、建築物地等都市的未利用地 平面駐車場、ゴルフ場、スキー場、遊園地	[Light Orange]	
用途区域境界		[Black Line]	

資料：都市計画基礎調査

2) 宅地の造成

1 ha 以上の宅地開発が 5 箇所行われ、工業団地や住宅地が造成されています。

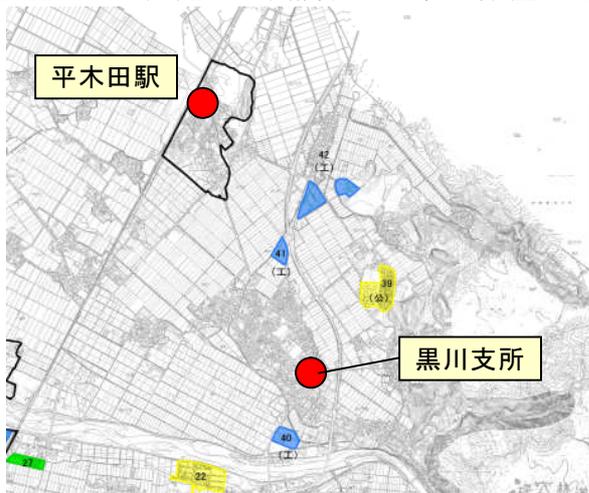


図 2-32 大規模宅地開発位置図

項目	分類	凡例	
		表示色	表示方法
市街地開発事業	市街地再開発事業 (公)	[Yellow]	住宅系
	土地区画整理事業(特定を含む) (土)	[Red]	商業系
	公有水面埋立事業 (再)	[Blue]	工業系
	工業団地造成事業 (工)	[Blue]	
	流通業務団地造成事業 (流)	[Blue]	
一団地の住宅施設建設事業 (団)	[Yellow]		
上記以外の公的住宅地造成 (公)	[Yellow]		
開発許可による開発行為	住宅用 記	[Yellow]	ハッチ
	商業業務用 入	[Red]	し
	工業用 し	[Blue]	
	農林漁業用 な	[Green]	
	その他 い	[Brown]	
用途区域境界		[Black Line]	

注) 最近5年以内に事業が完了したもののうち1ha以上のもの(特定工作物を除く)について上記表示の上に黒のハッチを重ねて表示する。

資料：都市計画基礎調査

3) 地理的な条件 (区域の連続性)

黒川地区の市街地周辺は、幹線である国道7号が通るため、中条地区と黒川地区の連続性を考慮する必要があります。

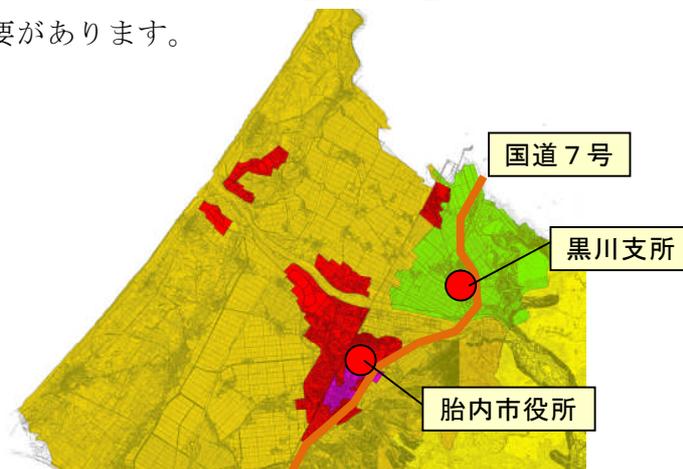


図 2-33 区域の連続性

資料：都市計画基礎調査

4-2. 土地利用の方針

4-2-1 市街地の土地利用

(1) これまでの取組

本市は、大正時代に設置された、中条駅を中心として市街地が形成されてきました。近年では、平成10年に新潟中条中核工業団地が造成され、豊富な地下水による工業用水の供給を利点とした、県北の産業拠点として積極的に基盤整備を行ってきました。

また、そこで働く従業員の住宅の確保を主な目的として、中条駅の西側を中心として土地区画整理事業を行い、計画的な住宅団地の整備を進めてきました。

商業については、国道7号沿いに大型店舗が進出し、本市の活力ある商業拠点を形成しつつあります。さらに、本町商店街を中心とする市街地では、沿道土地区画整理事業により、都市機能の更新が行われてきました。

(2) 市街地の土地利用の課題

計画的な都市基盤整備を行ってきた一方で、中条駅西側や市役所周辺では低未利用地が存在したり、市街地縁辺部や国道7号沿いでは、基盤整備が不十分なまま、農地や商業地、住宅地が混在した地域も見られます。

商業については、沿道区画整理事業により、各商店もリニューアルされたものの、空き地や空き店舗も見られるため、本町通り商店街の持つ個性と国道7号沿いの大型店の持つ集客力が連携を図り、魅力ある商業地を形成していく必要があります。

工業については、近年の経済環境の低迷、産業構造の変化により、企業の進出が十分とはいえず、環境産業等の新たな産業の成長分野を取り込んだ活用が求められています。

低未利用地や土地利用の混在



企業誘致の促進



写真 2-5 中条中核工業団地
出典：新潟中条中核工業団地
企業誘致促進協議会HP

図 2-34 土地利用現況図 資料：都市計画基礎調査

(3) 基本的な方向

主に次の基本施策と以下のような方針に沿って適切な土地利用を進めます。

【基本施策②】 自然と共生した住みよい市街地の形成

【基本施策⑥】 活力を生む産業づくり

(4) 市街地の土地利用の方針

1) 全体方針（ゾーニング）

① 居住ゾーン

- ア. 居住ゾーンは、道路や公園等のインフラ整備や最低限必要な生活関連施設を集積し良好な居住環境の維持・形成に努めます。
- イ. 中条駅西口周辺や市役所周辺などの大規模な未利用地は、地域の合意を踏まえ面的整備を必要に応じて検討し、計画的な住宅地の形成を推進します。

② 商業ゾーン

- ア. 本町通り周辺では、生活に密着した商業サービスの提供と住民同士のコミュニティの場として、身近な商品を扱う店舗の集積や交流施設の整備を図ります。
- イ. 地域コミュニティの担い手としての機能を発揮するため、商店街による商店街活性化事業計画の策定を検討し、商店街の活性化を図るとともに、地域文化の保存・継承や歴史的建造物を活用したまちなみの形成等、特色あるまちづくりを推進します。

③ 沿道商業ゾーン

- ア. 国道7号沿いの商業ゾーンでは、アクセスの利便性を活かし、商業施設や自動車関連施設の集積する地域を形成します。また、現況の土地利用状況に合わせた用途地域の変更を検討するとともに沿道商業ゾーンの利用促進を図ります。
- イ. また、商業ゾーンと消費者のニーズに対応した棲み分けを行い、商業ゾーンの既存商店と連携した商業環境を形成します。

④ 産業ゾーン

- ア. 新潟中条中核工業団地では、豊富な地下水を利点とした企業の立地を促進するとともに、風力発電やバイオマス関連等の新たな成長産業である環境産業等を集積し、県北における産業拠点の形成を図ります。
- イ. 市街地部の産業ゾーンについては、隣接する住宅地の環境に配慮しながら、機能の維持・増進を図ります。

2) まちなかエリア（人にやさしいまちの形成）

- ア. まちなかエリアは、主要な行政機能、商業機能、医療保健福祉機能、観光交流機能等を集約的に配置し、過度に自動車に依存しない、賑わいのあるまちの形成を目指すとともに、買い物弱者や歩行弱者等に配慮したやさしいまちづくりを進めます。
- イ. 高齢者をはじめとする住む人や観光客が歩いて楽しめる散策ルートの充実や住む人訪れる人が、気持ちよく散策や買い物、観光が楽しめるまちづくりを進めます。

3) 拠点（中条駅）

- ア. 中条駅の東側は、行政機能や商業機能との連携を図るとともに、人の交流を促す観光交流機能の充実を図ります。また西側については、駅前広場整備を検討するとともに医療保健福祉機能や居住機能を強化し、東西の交流拠点として整備を進めます。

4-2-2 市街地周辺の土地利用

(1) これまでの取組

これまでの取り組みについては、市街地周辺に工業団地や住宅団地を造成し、市街地を取り巻く良好な農地や豊かな自然に配慮しながら、計画的に整備してきました。

また、良好な水辺環境の創出のため、平成17年にはふるさとの川整備事業により、胎内川の沿岸を整備し、自然環境とふれあえる場やレクリエーションの場として整備を図ってきました。

(2) 市街地周辺の土地利用の課題

今後は、人口や産業の集積がある程度おさまりを見せつつあることから、市街地の拡大を抑制し、コンパクトで効率的なまちづくりが求められています。

そのため、市街地周辺では、市街地を取り巻く自然環境をこれまでと同様に、適切に保全することが求められます。また、耕作放棄地や農家の後継者不足等により、耕地面積の減少が続くことが想定されていることから、農地や自然環境の適切な保全を図るとともに、農地の新たな活用についても検討していく必要があります。

農地の新たな活用の必要性

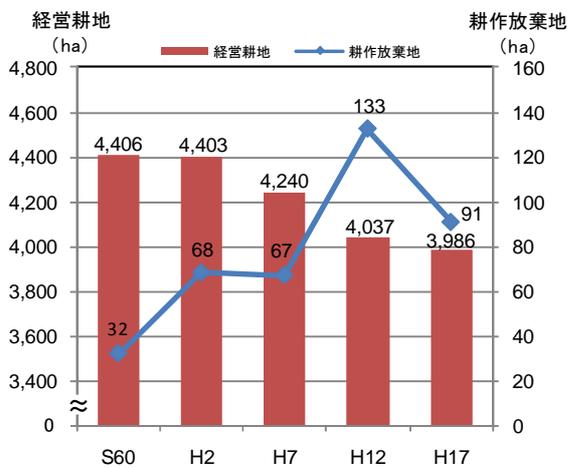


図 2-35 経営耕地^{※1}、耕作放棄地^{※2}面積の推移

資料：農林業センサス

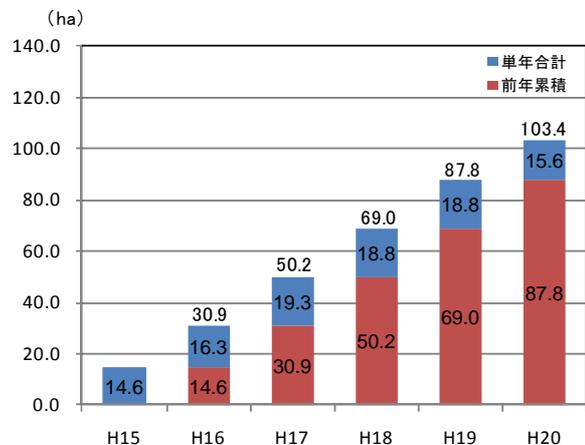


図 2-36 農地転用の状況（用途地域指定外区域）

資料：都市計画基礎調査

※1 経営耕地：農家が経営する耕地（田、畑、樹園地の計）をいいます。なお、「耕地」とは、農作物の栽培を目的として施肥管理を行った土地のことで、休耕地（過去1年間に作付けしなかったが、数年のうちに作付けする予定の土地）を含みますが、耕作放棄地は含めません。

※2 耕作放棄地：以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはつきりした意志のない土地をいいます。

(3) 基本的な方針

主に次の基本施策と以下のような方針に沿って適切な土地利用を進めます。

【基本施策⑤】観光産業の強化と新産業の育成

【基本施策⑥】活力を生む産業づくり

(4) 市街地周辺の土地利用の方針

1) 全体方針（ゾーニング）

①田園集落ゾーン

ア. 田園集落ゾーンは、田園に囲まれたゆとりある生活を送れるように、地域の良好な居住環境の維持、保全に努めます。

イ. また、都市部と農村との交流を促進し、地域の活力を生む産業として、グリーン・ツーリズムや農業体験等の拠点地域として整備を推進します。

②農業環境保全ゾーン

ア. 農業環境保全ゾーンでは、大規模に広がる優良な農地の保全やほ場整備、農業関連施設を計画的に整備することでの誘導を図り、営農環境の整備及び農業の振興を図ります。

イ. また、耕作放棄地の増加が想定されるため、農業の維持や発展を支えとともに、都市住民に農業体験の機会を提供する場などの新たな活用方法についての検討を進めます。

③自然環境保全ゾーン

ア. 飯豊連峰や楡形山脈の森林環境や胎内川の河川環境及び白砂青松の海辺環境については、自然環境保全ゾーンの骨格として、開発を抑制することを基調とし、多様な生物の生息域として適切に保全します。

イ. また、豊かな自然環境を活かし、市民の憩いの場やレクリエーションエリアとしての土地利用に努めます。開発を行う場合は、緑地の保全・創出に関するルールにより、緑地の適切な保全と創出を誘導します。



写真 2-6 胎内川



写真 2-7 胎内リゾート

2) 拠点（胎内リゾート）

ア. 胎内リゾートは、自然体験やレクリエーションの拠点として、施設の充実や観光客に対するおもてなしの体制を整えるとともに、良好な自然環境の中で立地することがなじまない施設等については建設を抑制することなどを前提とし、適切な土地利用を図ります。

1000m 0 1000 2000 3000

まちななかエリア
 本市の市街地は、中条駅から市役所までの約 2kmの間を中心に店舗や公共施設、住居等が形成されています。このエリアを中心として、徒歩や自転車で暮らせるコンパクトなまちを形成していくエリアと位置づけられます。

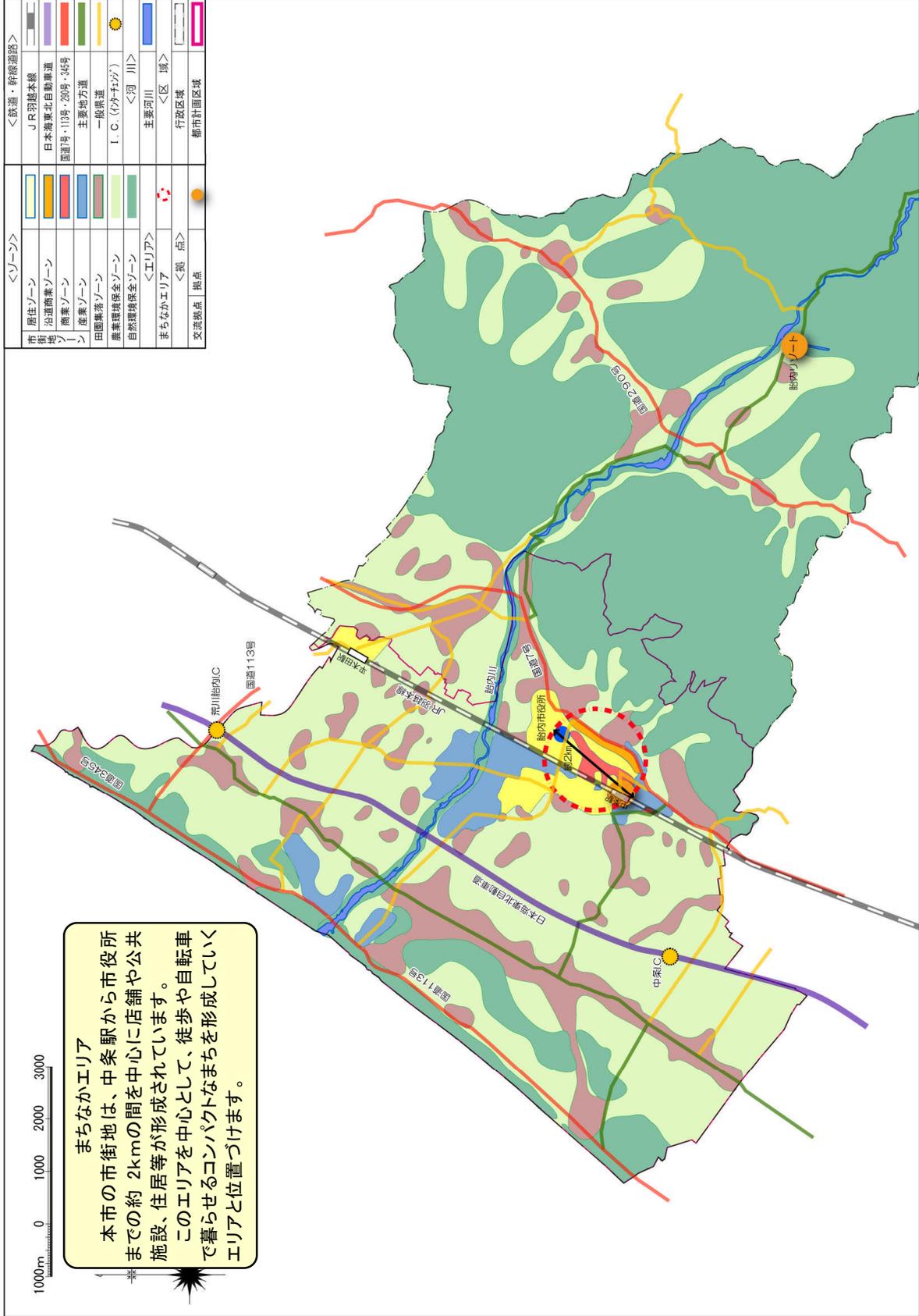


図 2-37 土地利用方針図

4-3. 道路・交通の方針

(1) これまでの取組

本市は、南北方向に日本海東北自動車道が縦断し、それと平行に国道7号、国道113号、国道290号が配置されています。また、それと直角に中条ICと接続する都市計画道路3.4.11船戸村松浜線や荒川胎内ICと接続する都市計画道路3.4.6荒川乙線が配置され、格子状の道路網が形成されています。近年では、平成15年に、国道7号（船戸交差点～飯角交差点）の4車線化が完成し、平成21年には、日本海東北自動車道が荒川胎内ICまで開通しています。

公共交通は、これまでの路線バスを見直し、平成21年に玄関から目的地まで送迎する利便性の高いデマンドタクシーが導入され、住民に好評を得ています。また、日曜日の買い物、レジャー等を目的とした市内循環型バスも運行を始め、市内の移動を円滑にする取組が行われています。

(2) 道路・交通の課題

都市計画道路は、改良済延長が74.8%で、新潟県と比較すると整備率が高いですが、市街地内では未整備の箇所が多くなっており、優先順位を決め整備を進める必要があります。また、JR羽越本線の線路を横断する道路のほとんどは平面交差となっており、冬期間や悪天候の日には渋滞が発生しているため、線路を挟んだ東西の移動環境を容易にする整備が必要となっています。

デマンドタクシーの利用者数は徐々に増加していますが、当初の目標値である150人/日までは届いていないため、今後も利用促進を図る必要があります。また、観光客に対する回遊ネットワークが不十分なため、各施設への誘導が容易に出来る公共交通の充実を図る必要があります。

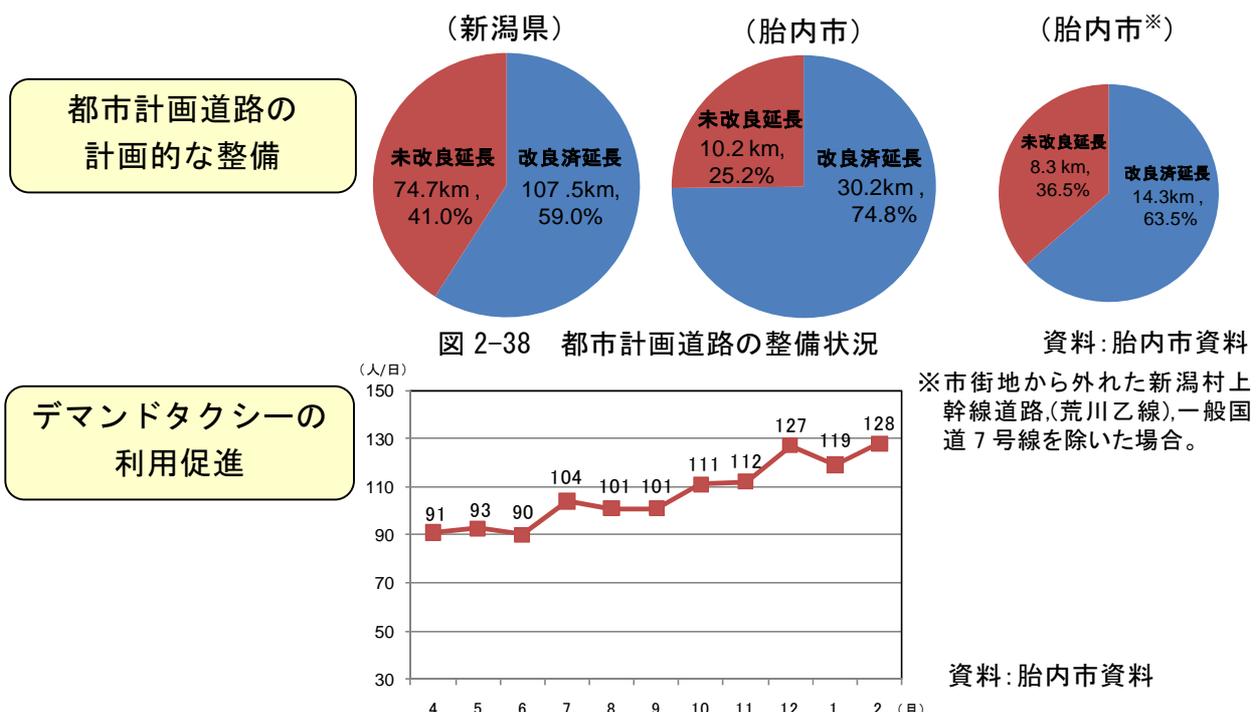


図 2-39 デマンドタクシーの平均乗車人数(平日)の推移 (H21年度)

(3) 基本的な方針

主に次の基本施策と以下のような方針に沿って道路整備や公共交通の充実を図ります。

【基本施策③】人にやさしい交通移動環境の整備

(4) 道路・交通の方針

1) 道路整備の方針

① 広域幹線道路

- ア. 日本海東北自動車道は、山形県との接続に向けて、関係機関と協力をした広域幹線道路の形成を進めます。
- イ. 日本海東北自動車道や国道で形成される広域幹線道路網を基本に、拠点、各地域を適切に連絡し、市域の回遊性を高めます。

② 幹線道路

- ア. 各地域の拠点を連絡し、公共交通や観光交通の利便性を確保するため、県道や都市計画道路、農道等の幹線道路網を整備します。
- イ. JR羽越本線を横断する都市計画道路3.4.6西町線は、東側の行政機能や商業機能と西側の医療保健福祉機能を結ぶ「東西交流軸」として整備を促進します。
- ウ. また、都市計画道路3.4.7本町通り線をはじめとした市街地内の道路は、中条駅や国道7号の沿道商店街とのアクセス向上のため計画的に整備を促進します。
- エ. 長期未着手道路（20年以上未着手となっている道路）の都市計画道路3.4.5東中央通り線、3.4.8五輪線は、市民の意向を踏まえながら「新潟県都市計画道路見直しガイドライン」等により見直しの検討を行います。

表 2-1 都市計画道路の決定と整備状況

路線番号	路線名称	幅員 (m)	決定延長 (m)	改良済延長 (m)	改良率	当初決定年(年号,年)	最終変更年(年号,年)
1.3.1	新潟村上幹線道路	24	10,740	10,740	100.0%	平成	3
3.4.3	本郷羽黒線	20	1,420	1,420	100.0%	昭和	39
(3.4.6)	(荒川乙線)	18	1,520	1,520	100.0%	昭和	40
3.4.11	船戸村松浜線	18	6,630	6,630	100.0%	平成	3
3.6.10	中条胎内線	8	1,770	1,590	89.8%	昭和	39
3.4.9	白鳥線	16	1,860	1,306	70.2%	昭和	39
3.4.2	中条駅前通り線	18	660	436	66.1%	昭和	39
3.2.1	一般国道7号線	30	5,570	3,650	65.5%	昭和	39
3.4.4	西中央通り線	18	4,700	2,500	53.2%	昭和	39
3.4.7	本町通り線	16	1,340	330	24.6%	昭和	39
3.4.6	西町線	16	1,330	103	7.7%	昭和	39
3.4.5	東中央通り線	18	2,050	0	0.0%	昭和	39
3.4.8	五輪線	16	800	0	0.0%	昭和	39
計	13 路線		40,390	30,225	74.8%		
(参考) 計	10 路線		22,560	14,315	63.5%		

※(参考)は、新潟村上幹線道路、(荒川乙線)、一般国道7号線の3路線を除いた場合の数値。資料:胎内市資料

- ・決定延長:都市計画決定された延長
- ・改良済延長:以下の区間の合計
 - ①道路用地が計画幅員のとおり確保されており、一般の通行の用に供している道路延長
 - ②事業中の区間については、事業決定区間の全体事業費に対する当該年度末換算完成延長
- ・改良率:改良済延長/決定延長(%)

長期未着手道路

③ 案内サイン

- ア. 広域幹線道路と幹線道路の分かり易いネットワークの形成とともに胎内市サインマスタープランに基づいた道路案内板の設置により、観光施設等への情報提供に努めます。

2) 公共交通の方針

①鉄道

ア. JR羽越本線は、通勤・通学者や高齢者にとって重要な公共交通機関であることから、強風や冬期間においても安定した交通機能を確保するようJRに改善を要望します。

②バス

ア. デマンドタクシーや路線バスは、蓄積された利用者データや利用者ニーズを踏まえ市民にとって利用しやすい公共交通として、運行改善等について柔軟に対応し、利便性の向上を図るとともに、交通弱者に対してもきめ細かな対応に努めます。

イ. 観光客に対しては、デマンドタクシーの利便性の向上とともに観光施設等への公共交通を充実させ回遊性の向上を図ります。

3) 交通結節点

ア. 中条駅や平木田駅においては、自動車と鉄道駅の交通結節機能を強化するため、パークアンドライド駐車場の利用促進や充実を図ります。

イ. 中条駅東口は「まちの顔」として、交流空間の創出や良好な景観づくりに努めます。また、西側は、朝・夕における送迎の渋滞緩和やほっとHOT・中条や中条中央病院等の医療保健福祉施設との連携、鉄道を挟んだ東西の交流促進のため、中条駅西口広場の整備を図ります。

4) 歩行者・自転車空間整備の方針

①歩行者

ア. まちなかエリアの歩行者の移動環境向上のため、交通結節点や公共公益施設、医療保健福祉施設周辺においてはアクセスフリー^{*}化を推進し、人にやさしいまちづくりを目指します。

イ. また、中条川や柴橋川、柴橋川から分岐する防火用水路を利用した水辺散策ルートや本町通り周辺の歴史的建造物やまちなみを活用した歴史散策ルートの整備を検討するとともに情操教育を含め、まちの歴史・文化を再認識でき、市内外の人々が歩いて楽しい環境づくりを促進します。



写真 2-8 柴橋川

②自転車

ア. 自動車に代わる環境に優しい交通手段として、自転車の利用を促進するため、まちなかの移動や公共公益施設等をネットワークする自転車ルートの整備を検討します。

イ. 胎内リゾート周辺や海岸線では、周辺観光施設と連携した一体的な観光レクリエーションを楽しめるサイクリングロードやレンタサイクルの導入を進めます。

^{*}アクセスフリー: 公共の建築物等で、身体障害者の利用にも考慮した設計のことを言います。具体的には、道幅を広げることや段差の解消、手すりの設置、点字による案内などです。

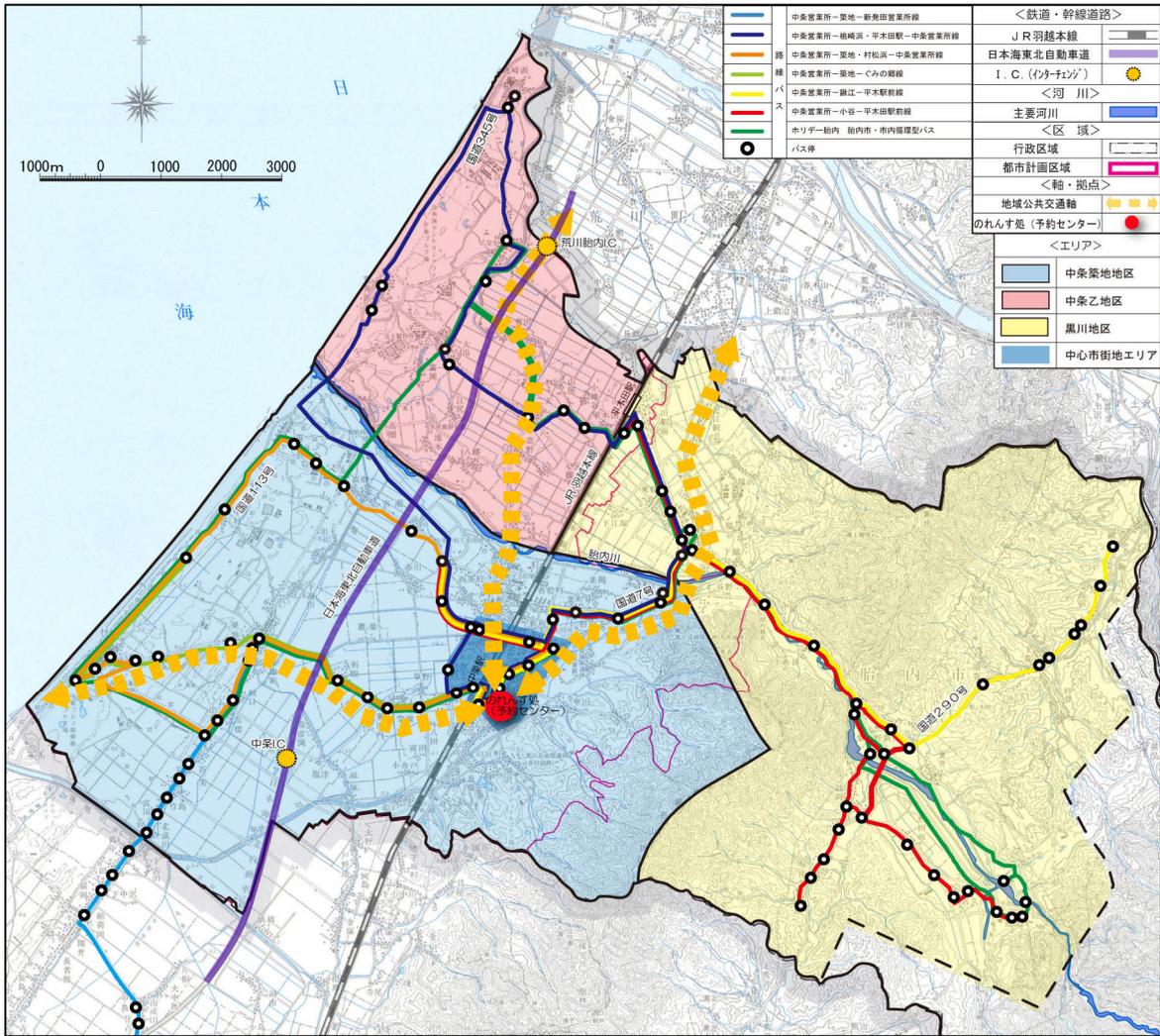


図 2-40 路線バス・デマンドタクシー運行図

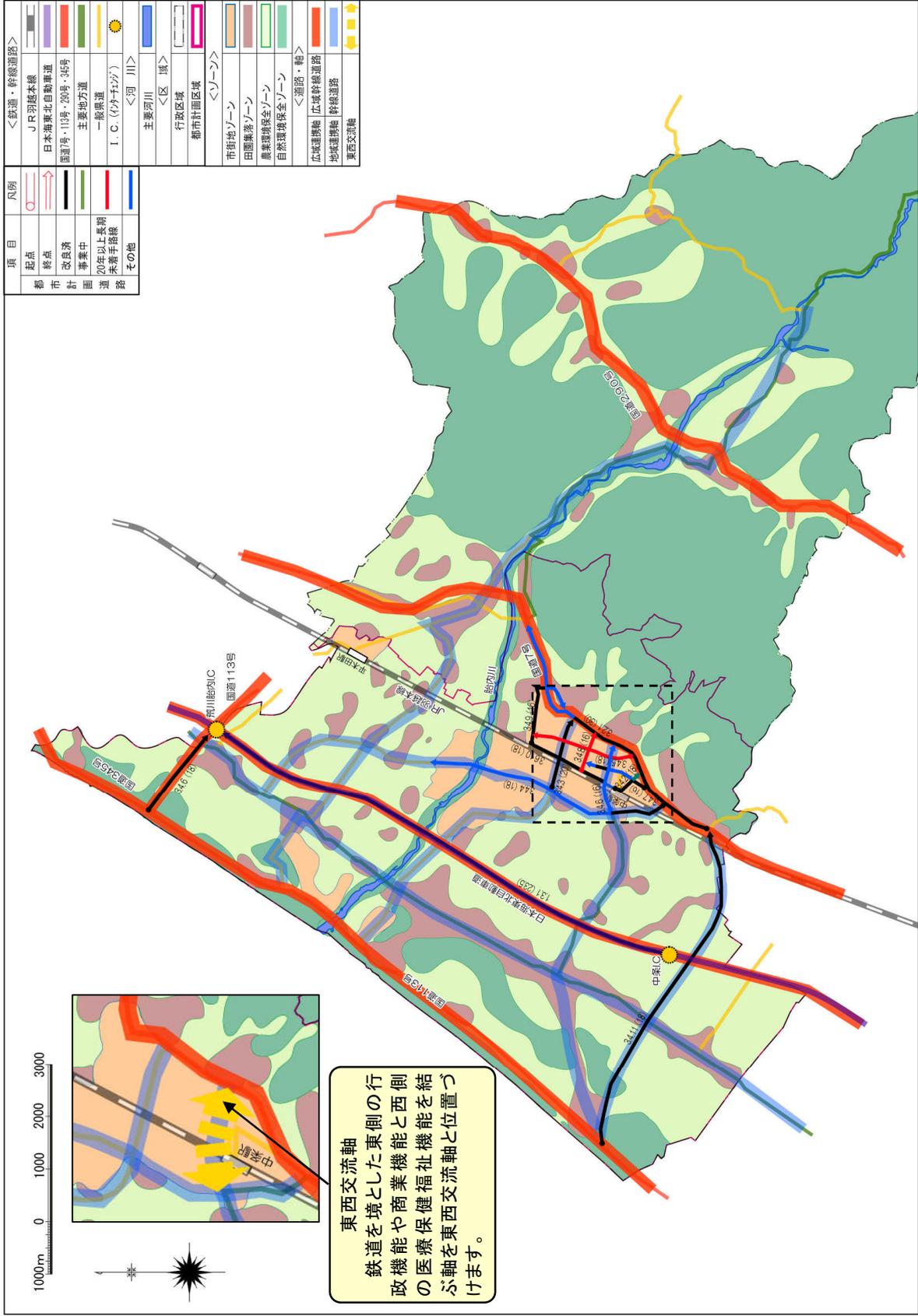


図 2-41 道路・交通方針図

■東西交流軸

東西交流軸は、鉄道を境とした東側の行政機能や商業機能と西側の医療保健福祉機能を結びつける軸として整備を進めます。

また、中心市街地の各店舗と国道7号沿道の大規模小売店舗と消費者のニーズに対応した棲み分けを行い、連携した商業環境を形成します。

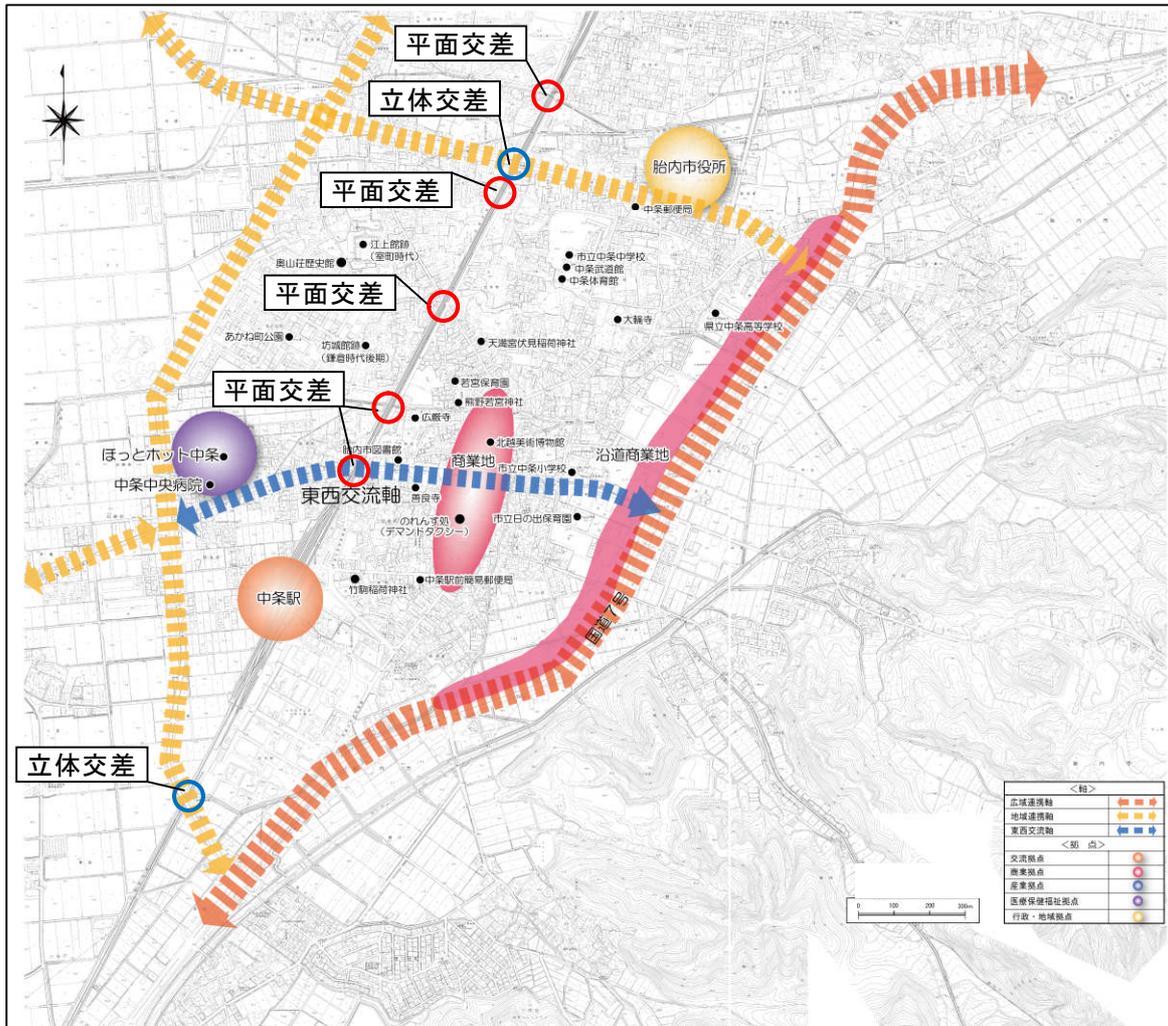


図 2-42 東西交流軸図

4-4. 公園・緑地の方針

(1) これまでの取組

公園・緑地は、工業団地や住宅団地の造成にあわせ、市民の活動の場や震災時の避難所として整備を進めてきました。近年では、平成14年に奥山荘歴史の広場整備や平成17年にふるさとの川整備事業を実施し、歴史を感じとれる公園や自然とふれ合える公園を整備しています。

(2) 公園・緑地の課題

新潟県の公園の整備率と比較すると、本市の公園の整備率は高くなっています。しかしながら、まちなかエリアにおける公園や緑地の整備率が低いため、今後市民のレクリエーション、健康活動や交流の場の創出が必要になります。また、近年は地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の継承を促進するため、公園・緑地の整備・充実も重要になります。

身近な公園の整備の必要性

表 2-2 公園・緑地の整備状況

番号	都市施設名称	面積	備考
1	国際交流公園	A=11.9ha	総合公園 平成4年3月公告
2	3.3.1 北公園	A=1.1ha	近隣公園
3	3.3.2 鴻の巣公園	A=1.9ha	近隣公園
4	3.3.3 笹口浜公園	A=1.2ha	近隣公園
5	白鳥公園	A=6.8ha	近隣公園 平成4年9月公告
6	さくら公園	A=0.1ha	街区公園 昭和58年3月公告
7	奥山荘歴史の広場	A=1.7ha	歴史公園 平成14年3月公告
8	胎内川リバーサイドパーク	A=5.6ha	緩衝緑地 平成14年3月公告
合計面積		A=30.3ha	うち住区基幹公園A=11.1ha

資料:都市計画基礎調査

表 2-3 公園・緑地の一人当たり面積

	都市計画 区域人口 (人)	市街地 人口 (用途地域 内の人口) (人)	公園・緑地 (供用済)			
			総面積 (ha)	一人当たり 面積 (㎡/人)	うち住区基幹公園 総面積 (ha)	一人当たり 面積 (㎡/人)
胎内市	26,702	10,682	30.3	11.3	11.1	10.4
新潟県	2,130,638	1,441,435	1,720.6	8.1	279.6	1.9

資料:人口は、新潟県の都市計画(H20.4)資料編による。
公園・緑地面積は、都市計画基礎調査による。

・住区基幹公園＝近隣公園＋街区公園
 ・一人当たり面積＝公園・緑地総面積/都市計画区域人口(㎡/人)
 (参考)新潟県では、緑化推進計画において、H22年度末の整備水準を12.0㎡/人と定め、都市計画公園等の整備を進めています。

(3) 公園・緑地の方針

主に次の基本施策と以下のような方針に沿って適切な公園整備や緑地の保全を図ります。

【基本施策①】水辺と花の拠点とネットワークの形成

(4) 公園・緑地の方針

1) 軸

①水辺の軸

ア. 胎内川は、市の骨格を形成する水辺の軸として、親水空間の創出や遊歩道の整備を推進し、ふるさとの川づくりを進めるとともに、治水の歴史を学び水辺にふれあえる身近な親水空間としてリバーサイドパークの充実を図ります。

②緑の軸

ア. 楡形山脈は、緑豊かで美しいまちをイメージさせる重要な要素として、積極的に保全に努めます。また、自然と歴史が一体となった歴史の森として、さらに手軽にハイキングが楽しめるように楡形山脈登山道史跡整備事業を促進します。

イ. 海岸線は、防砂林としての機能を果たすものであることから、村松浜海水浴場や長池公園を中心とした白砂青松事業を推進し、防風林としての機能維持とともに貴重な景観要素としても保全や復元に努めます。

2) 拠点

①緑の拠点

ア. 市街地ゾーンでは、身近な街区公園等の配置が不足しています。このため、レクリエーション、環境保全、景観、防災等の視点から利用圏域を考慮するとともに、住民の意向も踏まえ身近な公園の整備・充実を図ります。

イ. 奥山荘歴史の広場は、中世の中条を今に伝える歴史公園として充実させるとともに、坊城館跡についても江上館跡と併せて、歴史の変遷を伝える施設として整備を進め、市街地の観光資源として活用を進めます。

②花の拠点

ア. 市の花であるチューリップや水芭蕉等の花の資源を活かし、また胎内フラワーパーク、チューリップフェスティバルや水芭蕉群生地など花の拠点を充実させ市のイメージアップを図ります。

3) 水辺と花の拠点とネットワーク形成

ア. 胎内川の水辺空間やチューリップをはじめとする花の拠点をネットワーク化し、観光ルート化を進めるとともに、公園緑地や公共施設、街路樹等の緑化を図り、花と緑のまちづくりを進めます。

4) 市民との協働による緑化の推進

ア. 住民、企業、市民団体と協働でチューリップなどを利用し、花いっぱい運動を推進するなどCSR（企業の社会的責任）等の取り組みの展開による緑化推進を地域全体で行います。

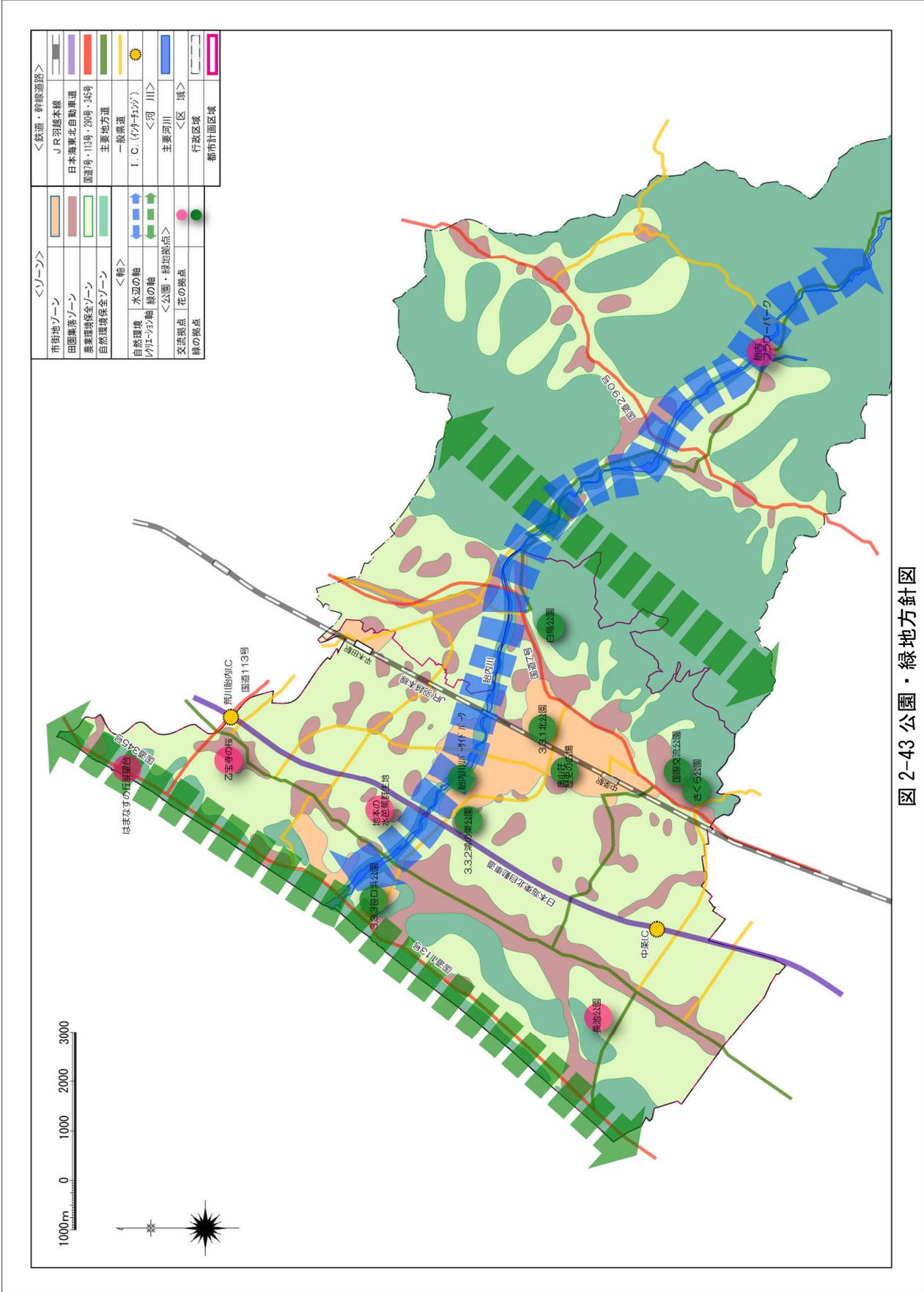


図 2-43 公園・緑地方針図

4-5. 環境・景観の方針

(1) これまでの取組

本市は平成 16 年度に環境基本計画を策定し、まちが誇れる自然環境の保全や安全・安心・快適な生活環境の確保、地球環境保全への貢献について施策を展開してきました。

また、景観については、平成 14 年の都市計画マスタープランにおいて、自然・集落景観や市街地・施設景観の形成に向けた方針が検討されてきました。

(2) 環境・景観の課題

環境基本計画を実行するためには、それをフォローアップしていく体制をつくり、継続的にモニタリングしていくことが必要となります。今後は、地下水や河川等の周辺環境について継続的に調査するとともに悪臭、不法投棄、水質汚染や大気汚染等の防止策を検討します。また、近年地球規模で問題になっている地球温暖化の防止や生物多様性の継承についても検討を進める必要があります。

景観については、平成 14 年の都市計画マスタープランでの方針はあるものの、地域にとってふさわしい良好な景観についての具体的検討は、積極的に進められていません。市内には歴史的建造物が数多く残されているため、それらを活用したまちのイメージの向上や自然と調和した個性ある景観づくりを、市民合意を交えながら進める必要があります。

歴史・文化を活かした整備



写真 2-9 乙宝寺の門前通り



写真 2-10 登録有形文化財

統一したサインの整備



写真 2-11 現在の案内標識（胎内リゾート周辺）

(3) 基本的な方向

主に次の基本施策と以下のような方針に沿って適切な環境整備や景観形成を図ります。

【基本施策⑦】歴史と文化を活かしたまちなみの整備

(4) 環境・景観の方針

1) 環境の方針

①自然や生態系にやさしい環境の保全（自然環境保全ゾーン、農業環境保全ゾーン）

ア. 胎内にはイヌワシやクマタカ、ユキグニカンアオイ等貴重な動植物が多く生息しています。これらが生息し易い環境を整備するとともに、森林や水辺等の良好な自然環境を保全します。

イ. また本市の基幹産業である農業とも連携を図りながら、生物が生息し続けることが出来る環境の維持・管理を行い、環境を乱す行為に対して、適切な規制・誘導を行います。

②人にやさしい生活環境の確保（市街地ゾーン、田園集落ゾーン）

ア. 市民の良好な生活環境を維持するため、日常生活に関わる水質汚染、大気汚染、悪臭、騒音等の未然防止に努めます。

イ. 良好な環境の確保や市民や行政の行動基準となる環境基本計画を踏まえ、人にやさしい生活環境を確保します。

③生物多様性の継承

ア. 胎内川の伏流水により形成される、湿地帯で生息するイバラトミヨ等の希少な水生生物や市域に存在する多数の生物への生息環境の配慮に努めます。

④地球環境に優しいまちづくり（低炭素地域づくり）

ア. ガソリン車から公共交通への転換や風の道の利用等の自然資本の活用による環境に優しい都市構造の形成を進め、低炭素地域づくりを推進します。

イ. また、海岸線の強い風を活かした風力発電や太陽光発電、農畜産物由来のバイオマスを利用したプラントの建設等自然エネルギーの活用を推進します。

2) 景観の方針

①自然景観の保全（水辺景観、自然景観）

ア. 良好な景観は、暮らしにゆとりとうるおいをもたらすものであり、訪れる人に「まち」を印象づけるものとなります。本市を代表する景観である楡形山脈や胎内川の水辺、白砂青松の海岸線は、今後も適切に維持管理を行い大切に保全します。

②緑と花による景観づくり（緑、花の拠点）

ア. 緑の拠点や花の拠点を充実させるとともに、各拠点や公共施設でボランティアサポートプログラムやCSR（企業の社会的責任）の取組を活かしながら、地域の主体的な活動を誘導し、緑と花による景観づくりを進めます。

③歴史や文化資源を活用した景観づくり（歴史・文化の拠点）

ア. 市域には、国の重要文化財である乙宝寺三重塔や登録有形文化財に登録されている建物など歴史のある建物が数多く存在し、このような建物を保存・維持するため、文化財登録制度を利用し建物を保存するとともに、それらを観光資源として活用することを検討します。

イ. また、中心市街地を景観計画や地区計画等を活用し、統一感のあるまちなみづくりを進めるとともに、景観改善のため電線類地中化等の整備を検討します。

④案内サインの統一

ア. 主要観光地等に設置する案内サインは、自然景観やまちなみに配慮し、周辺景観と調和した統一されたデザインとなるように努めます。

4-6. 観光・レクリエーションの方針

(1) これまでの取組

本市は、観光・レクリエーション資源や歴史資源、自然資源が数多く存在します。観光資源では、スキー場やキャンプ場をはじめとしたレクリエーション施設やホテル、食品加工工場まで多くの施設が胎内リゾートに設置されてきました。

歴史資源は、国の重要文化財である三重塔がある乙宝寺や、中世の歴史を伝える奥山荘歴史館があり、坊城館についても現在建設中となっています。

またレクリエーション資源は、塩の湯温泉やクアハウスたいないが整備され、地域住民や観光客に利用されています。

(2) 観光・レクリエーションの課題

本市は、集中して観光客が訪れる施設が少なく、観光施設が各地に点在していることが課題となっています。近年では、多様化する観光ニーズにより、観光名所や風光明媚な景色を見て、土産物を買うだけの観光パターンではなく、体験型や学習・交流型のメニューが人気となっており、その体験型や学習・交流型のメニューに対するリピーターが増えています。

今後は、それら点状する観光施設を結ぶメニューづくりを行うとともに、農業体験、グリーン・ツーリズムを行う体制づくりやまちなかの案内人を育成し、おもてなしによる体験型や学習・交流型の観光ツアーに力を入れる必要があります。

観光施設の充実

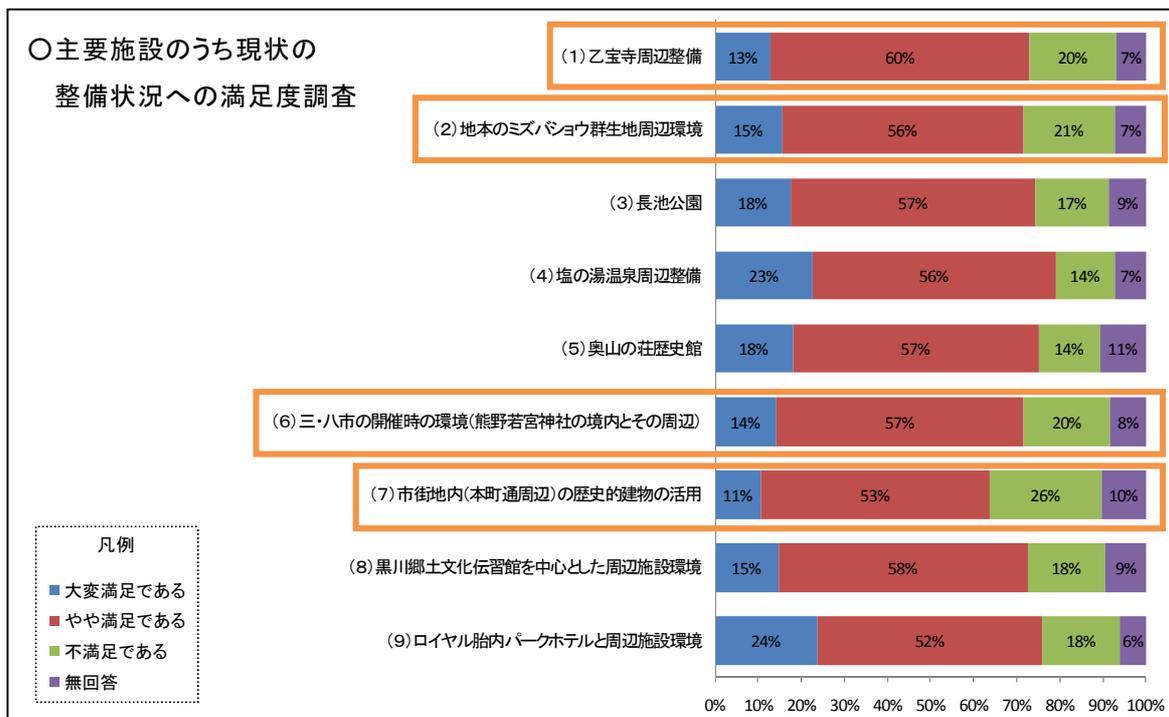


図 2-45 主要施設に関する満足度調査 資料: アンケート調査結果 (H21)

(3) 基本的な方向

主に次の基本施策と以下のような方針に沿って観光・レクリエーションの強化を図ります。

【基本施策①】水辺と花の拠点とネットワークの形成

【基本施策⑤】観光産業の強化と新産業の育成

(4) 観光・レクリエーションの方針

1) 拠点

- ア. 胎内リゾートは、スキー場、キャンプ場等の自然環境が楽しめる場や、ホテル、食品加工工場等の施設があり、リゾート空間が形成されています。今後は、周辺環境の維持や散策路の充実を図ります。
- イ. クアハウスたいない周辺の樽ヶ橋では、観光交流センターを拠点とし、胎内川の水辺景観や自然とふれあえる公園の整備を行い、周辺施設と連携した観光交流の場を創出します。
- ウ. 乙宝寺周辺は、歴史と文化の観光交流拠点として位置づけ、きのと観光物産館の充実に努めるとともに、門前通りを歴史が感じられる歩行者空間として整備を検討します。
- エ. クアハウスたいないや塩の湯温泉等のレクリエーション施設は、観光客の日帰り温泉施設として位置づけ、機能充実を図ります。
- オ. 多様化する観光ニーズに対応するため、自然を活用したグリーン・ツーリズムや遊休農地等を活かした農業体験を創出し、新たな観光産業を推進します。

2) ネットワーク

- ア. 中条駅を中心として、山裾、まちなか、海辺エリアにある各観光施設を結ぶネットワークの形成を進めます。また、これら各観光施設への適切な誘導を行う、景観に配慮した統一された案内サインを整備します。
- イ. まちなかでは、歴史的建造物や柴橋川から分岐する防火用水路等を活用し、歴史や水辺を活かした観光散策ルートを整備し、観光客の回遊性の向上を図ります。
- ウ. 三・八市開催時の周辺環境整備や中条まつりや集落単位の小さな祭りの活性化のため、必要な支援を行います。

3) 人材育成

- ア. 商店街におけるコミュニケーションの充実を図ることやまちなかの歴史や水辺の散策ルートを案内する人材を育成し、多様化する観光ニーズに対応したおもてなしの体制を支援します。

4) 農業部局との連携

- ア. 観光産業の活性化では、地域の特産品の提供も重要な要素になります。本市の基幹産業は農業であるため、ブランド認証制度の構築による品質の確保やイメージアップを図るとともに新たなブランド品を開発し、農業部局と連携した観光産業の活性化を図ります。

4-7. 安全・安心の方針

(1) これまでの取組

これまで本市での大きな災害は、昭和42年8月に発生した羽越豪雨で、河川が破堤・氾濫し、河川沿いの集落は、一瞬のうちに埋没しました。その後、洪水に対応するため、河川改修等の整備がおこなわれ、水害への対応が強化されました。近年では、都市再生整備計画により、防災行政無線整備や防災・交流機能施設整備事業により、連絡体制の強化や拠点施設の充実を図っています。さらに、平成19年度に地域防災計画、平成20年度にハザードマップが作成され、災害時の行政や住民の対応が示されるとともに総合的な防災への対策が図られています。

医療保健福祉分野では、ほっとHOT・中条が平成12年に完成し、中条中央病院と連携して医療保健福祉拠点を形成しています。

(2) 安全・安心の課題

近年は、地震や水害等、自然災害が多発しており、本市の山や海に囲まれた地形を考えると大きな被害となることが懸念されています。

また、災害の被害を最小限に抑えるため自助・共助・公助により連携する自主防災組織の育成を図る必要があります。

医療保健福祉分野では、今後20年間で高齢化率が約4割になることが想定されており、多様化する保健福祉ニーズへの対応が求められます。

安全・安心に対する整備の充実

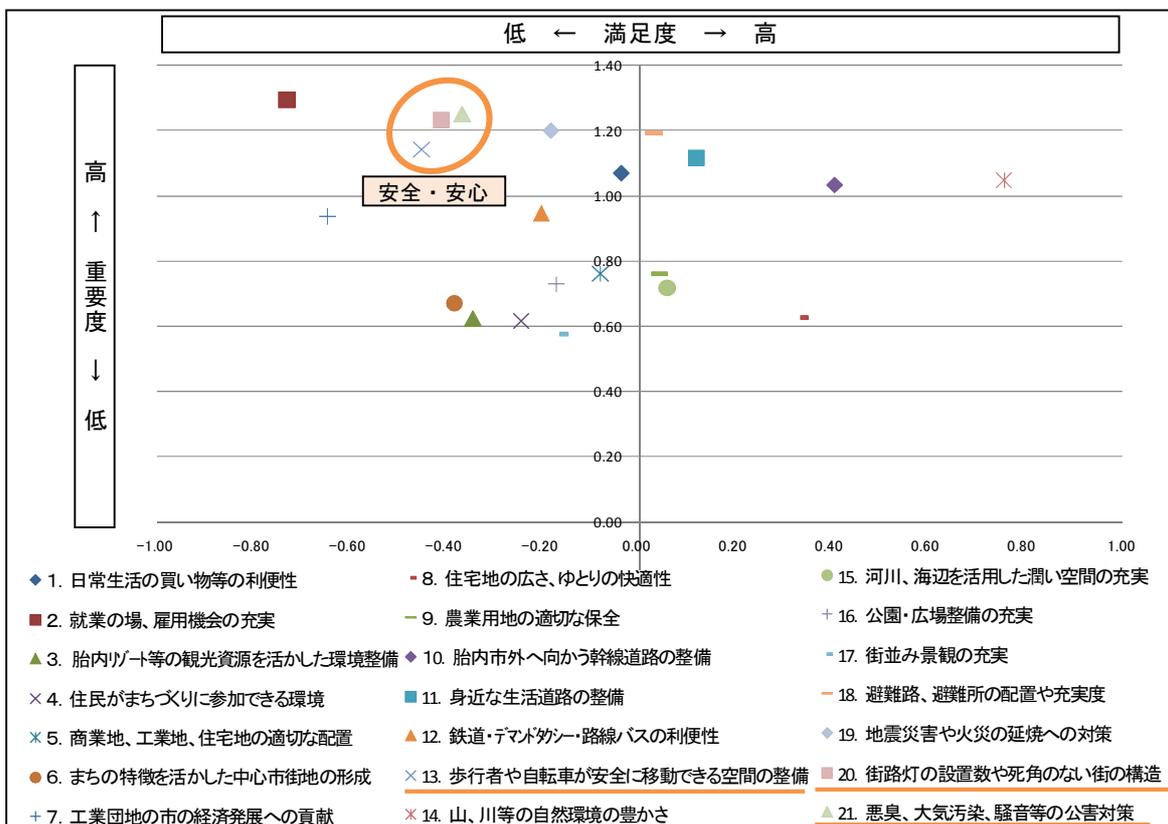


図 2-47 安全・安心に関する住民の意識 資料: アンケート調査結果 (H21)

(3) 基本的な方向

主に次の基本施策と以下のような方針に沿って快適な暮らしを守ります。

【基本施策④】安全・安心なまちづくり

(4) 安全・安心の方針

1) 防災

①拠点

- ア. 市役所や支所は、救援、復旧の拠点として、安全性の確保や耐震化を図ります。また、学校の体育館など避難場所として指定されている公共施設についても優先的に耐震化を図ります。さらに各施設においては、救援、復旧、避難に必要な機能の充実を図ります。
- イ. 市街地内の居住者に対応する身近な避難所の整備や近年多発する大規模災害に対しては、広域避難所とも成り得る防災公園の整備を検討します。

②ネットワーク

- ア. 日本海東北自動車道や国道の緊急輸送路と市内の防災拠点や避難施設、医療拠点等をネットワークする避難路を整備します。

③自然災害等への対応

- ア. 近年多発する自然災害に対応し、災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物耐震化促進計画により、住宅・建築物の被害・損傷を最小限に抑えます。
- イ. 土砂災害や軟弱地盤等による災害の危険が懸念される地域では、開発や建築行為に対して指導を強化します。
- ウ. また、水害を防止するため、胎内川の堤防整備や河川改修を行い、自然災害に対応した整備を図ります。

④防災体制

- ア. 地域防災計画やハザードマップに基づいた、迅速な避難、救援、復旧への対応のため、地域に応じた緊急時の体制づくりを促進します。また、自助・共助・公助の連携と協働により地域の防災力を高めるとともに、防災行政無線の充実により情報連絡体制の強化を図ります。

2) 福祉

- ア. ほっと HQT・中条周辺を医療保健福祉拠点に位置づけ、地域とつながりを持った総合的な福祉サービスを充実させるとともに、中条駅からの危険箇所を点検し、段差がなく滑りにくい歩道の整備とネットワーク形成を促進します。
- イ. まちなかエリアの公共施設や商業施設、公園等については、誰もが利用しやすいようにアクセスフリー化を進め、人にやさしいまちづくりを推進します。

3) 防犯

- ア. 公園や公衆トイレ、駐車場、駐輪場などの公共公益施設については、犯罪を予防するため、施設の状況に応じて死角の除去や街路灯の設置等を検討します。

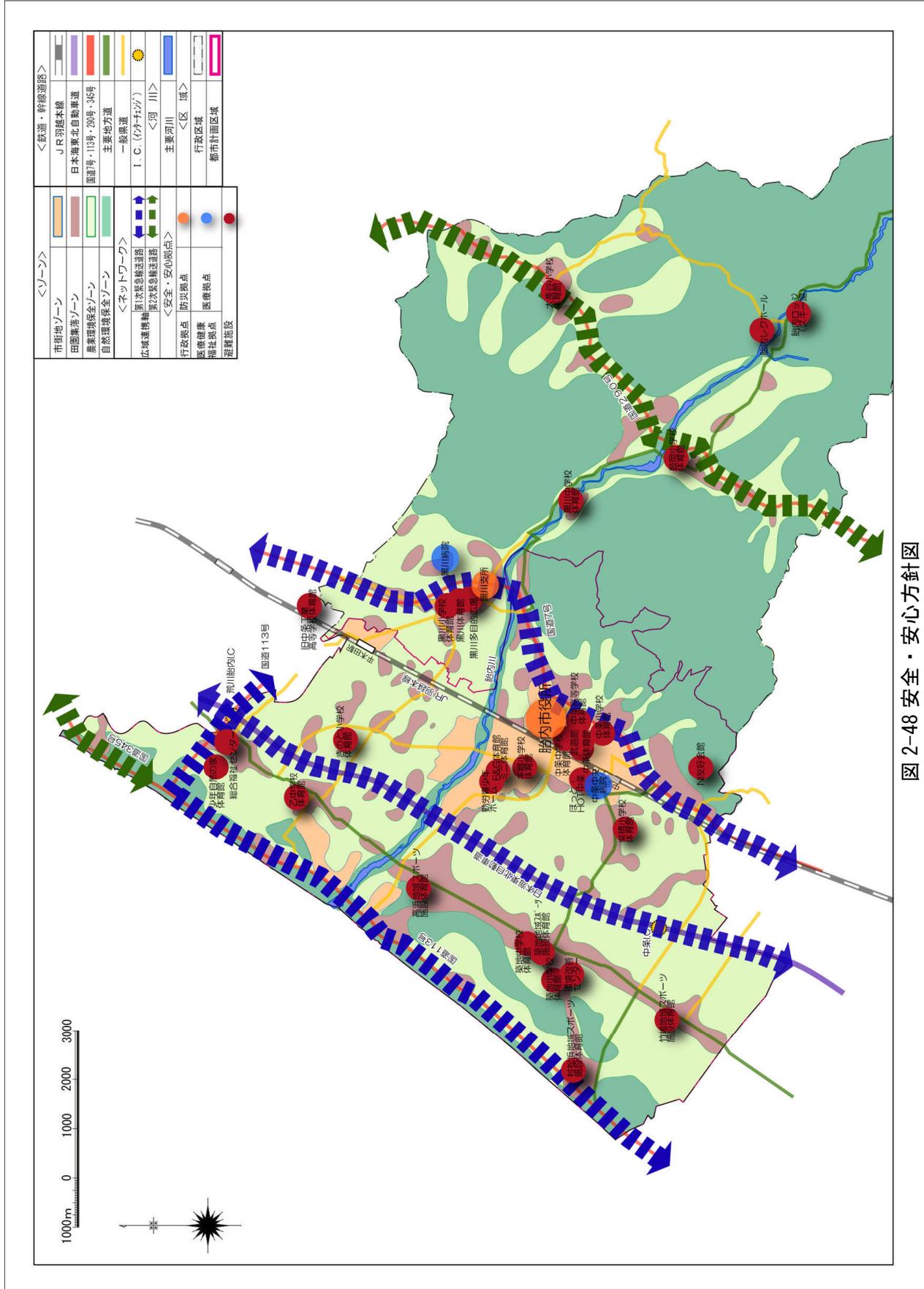


图 2-48 安全・安心方針図

4-8. その他の都市施設の方針

(1) これまでの取組

公共下水道は、荒井浜クリーンセンターや中条浄化センターを処理施設として胎内市合計として94.6%の普及率となっています。

また、集落排水は、平成20年に農業集落排水事業により、乙地区、黒川地区が整備されています。

(2) その他の都市施設の課題

本市は、胎内川の下流域で伏流水が自噴しており、「どっこん水」として生活水にも利用されています。本市の自然や水に生かされているイメージアップを図るためにも、保全とその体制強化が求められます。

近年では、地球環境への配慮や質の高い生活環境に対する住民ニーズが高まっています。そのため、総合的な環境対策を進める必要があります。

表 2-4 公共下水道の普及状況 (H21.3.31 現在)

処理場名	荒井浜クリーンセンター	中条浄化センター	胎内市合計
処理区名	荒井浜	中条	
行政人口(人)	415	21,218	21,633
処理人口(人)	415	20,057	20,472
普及率(%)	100.0	94.5	94.6

(※新潟県全体の普及率は64.6%。)

資料:胎内市資料

(3) その他の都市施設の方針

1) 上水道

ア. 上水道の安定供給に向け、市街地が進行している地域や開発が見込まれる地域などへの計画的な水道管の布設を行い、衛生的で健全な水を供給します。

2) 下水道

ア. 海や河川の水質改善及び環境保全を図るため、中条地区や築地地区では、公共下水道事業計画に基づいて段階的な整備を推進します。

イ. また、乙地区、黒川地区では、農業用排水の水質保全を図るため、農業集落排水施設整備の維持に努めます。

ウ. さらに、公共下水道や集落排水の整備区域外では、合併処理浄化槽の普及を図ります。